

北海道議會時報

第 3 卷 第 6 號

目 次

議長就任にあたって 蔭 田 余 吉
副議長就任にあたって 井 川 伊 平

議 會 の 動 き…………… (3)

・ 第三回定例道議會

北海道開發局の設置をめぐる…………… (11)

資 料…………… (27)

- ・ 警察法の一部改正について
- ・ 本道総合開發計畫第一陣工事着手さる
- ・ 本道電源開發資金を外資導入のため渡米電力使節團に陳情書提出
- ・ 昭和二十六年度一般會計歳出豫算明細表
- ・ 道税比較調
- ・ 道税賦課率及び賦課定額調
- ・ 昭和二十五年度道税徴収状況調

雑…………… (35)

- ・ 地方議員定数減員問題について
- ・ 常任委員會及び特別委員會條例並びに會議規則の改正について
- ・ 道議會常任委員名簿
- ・ 道議會議員年令學歷職業別調
- ・ 道議會各黨役員調

附 録…………… (44)

- ・ 事務局人事異動
- ・ 五月中議會傍聴者職業年令別調

北海道議會事務局



第十四期北海道議會議員記念撮影



議長就任にあたって

蒔 田 余 吉

このたびの議長選挙に當り、絶對多數の御支援を得て議長に就任いたしましたことは、私の最も光榮とするところであり、誠心誠意、全力を傾注して職責を全うする決意であります。

思うに、地方自治の基本原則は、地方住民の生活協同體が社會的實在として歴史的に存在し、且つ發達しつつあることが確認され、かかる生活協同體が一つの自治團體として、法律に基いて諸種の權能が與へられておるのであり、國家は社會的存在としての自治體の存在及び機能を尊重し、これを無視することはできないものであり、ここに地方自治確立が民主政治へ連なる途があるのであります。

私は正しき民主政治の確立と北海道の繁榮及び道民の生活向上のために全力を注ぎたい所存であり、さらに議長として議會運営に當りましては地方自治の確立及び地方住民の福祉増進のため一黨一派に過せず、公平明瞭なる社會政治の實現を期しているのでありますが、願はくば議員並びに執行機關各位の大乗的見地に立つ本道の速かなる開發、産業振興、民生安定に御協力を切望する次第でありまして、いたすらに對立抗争するが如き事態は嚴にいましむべきものと考えるものであり、各自の主義、政策、綱領を堂々たる理論構成をもつて戦うべきで、正義に基き是非々を論じ、明瞭なる道議會たらしめることを念願するものであります。

さらに目を轉じて廣く國際情勢を顧みまするに、全世界は今や二大陣營に分裂し、全面的な冷たい戦争、朝鮮の如く部分的な熱い戦争の慘禍、また我が國民が最も大なる關心を有する對日講和問題等、我が國にとつて全く樂觀できない重大問題が山積している現況であります。かかる重大時期に本道の立場を考えまするに、地理的、政治的には重要な北邊の一線を畫し、經濟的には日本復興のホープとして急速なる開發が要望されております。眞に本道の前途はその屬望さるるところ大なるに反し、内には幾多の困難が包藏せられ、道政の前途もまた幾多の苦難が豫想されるのであります。願わくば道民諸君の絶大なる御支援により生きたる政治を行い、もつてわれ／＼に寄せられたる御要望にそいたい所存であります。



副議長就任にあたって

井 川 伊 平

今回副議長就任に當り、この光榮に感激し、また各位の御支援に厚く感謝申し上げるとともに、誠心誠意この職責を全うし、もつて本議會の名譽と本道政治の向上のため盡力いたす決心であります。

考えますに、地方自治こそは、民主主義の母胎であり、民主主義は地方自治から生れ、地方自治の中で成長し、しかして、地方自治とともにあるものであります。この故にまた地方自治の成否消長こそは民主政治の確立を左右するものであると信じ、議長の良い補佐役として、明朗なる道議會の運営を通して、本道民主政治の尙一層の發展のために努力いたしたい所存であります。

ひる返つて現下の實情を觀ますに、狹隘なる國土に過剩なる人口を擁し、あまつさえ資源に乏しい我が國における本道の地位は最近ますます、その重要性を増大しております。面積においては全國の二割強を有するにもかかわらず、その數はきわめて稀薄でありまして、今後はさらに多數の人口を收容し、産業、經濟、文化、教育、交通等萬般にわたり、總合的な振興を圖り、もつて住み良い北海道を建設することこそ道民の要望にこたえるものであり、この意味で本道總合開發こそは實に重要な意義を有する問題であります。少くとも本道の繁榮、道民の福祉のためには一黨一派に偏せず、公平無私なる立場から一致協力して所謂「最大多數の最大幸福」を實現するよう念願してやまないものであります。

議会の動き

第三回定例道議會

第三回定例道議會は五月二十一日開會せられた。今議會は改選に伴う、正副議長の選舉、正副常任委員長及び委員、教育委員、都市計畫北海道地方審議會委員、北海道土地收用審査會委員、出納臨時検査立會議員等の互選、その他の案件について審議が行われ、二十六日閉會したのである。

なお今議會に提出せられた案件は次の通りである。

▲知事から提出された議案

議案第四號 工事請負契約締結に關する件

▲議員から提出された議案

議案第一號 議決無効確認訴訟に對する應訴等の件

議案第二號 北海道議會常任委員會及び特別委員會條例の一部を改正する條例設定の件

議案第三號 北海道議會々議規則の一部を改正する規則設定の件

▲議事の經過

○五月二十一日午前十一時四十三分開議、年長の故をもつて坂東(秀)議員が臨時議長として開會を宣し議席の指定、會議錄署名議員指名、諸般の報告を行い、次いで野口副知事より、知事代理として挨拶があり、午前十一時五十分休憩、午後二時五十八分再開、日程第一、議長選舉の件はこれを延期し午後二時五十一分散會。

○五月二十二日午後二時四十九分開議、諸般の報告を行い、本日の日程はこれを延期し散會。

○五月二十三日午後二時四十三分開議、諸般の報告を行い、午後二時四十

四分休憩、午後八時三分再開、日程第一、議長選舉を行い、開票の結果、蔭田余吉(農協)八十七票、山内廣(勞農)五票で蔭田議員が當選、就任挨拶があつて、議長席に着き日程に副議長選舉を追加し、選舉開票の結果井川伊平(民主)八十七票、池戸芳一(勞農)五票で井川議員が當選、就任挨拶があつて午後八時四十七分散會。

○五月二十四日午後二時四十九分開議、諸般の報告のち、午後二時五十分休憩、午後六時二十四分再開、皇太后陛下の崩御に對し、北海道議會として弔詞を奉呈することを決し、日程を延期して午後六時二十六分散會。

○五月二十五日午後二時五十一分開議、諸般の報告のち、午後二時五十二分休憩、午後七時二十六分再開、日程に議案第一號議決無効確認訴訟に對する應訴等の件を追加議題に供し、起立多數で原案の通り可決、次いで議案第二號北海道議會常任委員會及び特別委員會條例の一部を改正する條例設定の件及び議案第三號北海道議會々議規則の一部を改正する規則設定の件を追加一括議題に供して原案の通り可決、日程を延期して午後八時二十分散會。

○五月二十六日午後零時五十七分開議、諸般の報告のち、日程に常任委員選任の件を追加議題に供して議長より指名選任につき諮り議長の指名の通り決定、日程第一北海道教育委員の選舉を行い、開票の結果、立原耕平(自由)五十四票、三澤正男(社會)二十一票、窪田長松(公正クラブ)八票で立原議員が當選、日程第二都市計畫北海道地方審議會委員選舉の件を議題に供し、議長指名とすることとし、宮本仙松(農協)菊地三之助(民主)清水三俊(自由)川人源市(社會)舟木侃(社會)冲野政雄(公正クラブ)三室光雄(自由)吉田定次郎(農協)新川輝隆(勞農)以上の九議員が當選、日程第三北海道土地收用審査委員互選の件を議題に供して同様議長指名を行い、森川清(社會)柵川忠雄(農協)岩本政一(自由)以上の三議員が當選、日程第四出納臨時検査立會議員互選の件を議題に供して同様議長指名を行い、太田益夫(社會)天谷平信(農協)西田信二(自由)畑野仁郎(自由)池田信孝(農協)中山信一郎(民主)原田伊曾八(公正

クラブ)高田治郎(社會)以上の八議員が當選、午後零時二十六分休憩、午後二時四十三分再開、諸般の報告ののち直ちに休憩、午後六時二十四分再開、諸般の報告ののち、日程に議案第四號工事請負契約締結に關する件を追加議題に供して原案の通り可決、以上で案件の全部議したので午後六時二十分閉會した。

▲議員協議會

○五月二十六日本會議終了後、午後六時二十五分開發局問題を議題として開かれ、上京中の田中知事に代り野口副知事より、開發行政出先機關について、次のような報告がなされこのことについて道議會に對し善處方の懇請があつて午後六時五十分散會。

▲開發行政出先機關に關する報告

去る五月初旬、中央當局においては本道の開發行政を道行政より分離して新たに國の出先機關を設置し、これを擔當せしむるの計畫あるやの報道があつたので、私は、ことの重大性に鑑み、急遽在札の道議會議員の御參集をお願い致し、その席上において今回の中央當局の開發行政分離計畫に關する情報をお傳へして、その御意見を拜聽しますると同様に、本問題は本道行政運用上、その影響するところ極めて大なるものがあるので中央の意圖するところ奈邊にあるやを探究し、本道の實情も強く遡る必要があるので取敢えず中央交渉のため上京することについての御了承を願ひ去る五月十一日離道致したのであります。

着京早々關係各省廳につき開發行政の分離に關し、事の真相その他諸情勢等を良く窺つたのでありますが、當局の計畫内容は容易に判明し難きものがあつたのであります。然し乍ら、政府内部において、夫々分離計畫案を樹立し、着々これが法制的措置をとりつつあることが看取されたので、こゝにおいて假に今回の計畫が實現された場合における本道行政に波及する幾多の障害あることを指摘し、極力政府當局に對し本計畫の急速な策定

については、これを再考されるようその懇請に努めたのであります。然るところ、政府當局は、去る五月十五日の閉議において要綱を決定され、同要綱には、第一には、北海道開發に關する公共事業費並びに産業經濟費のうち、直轄事業は直接政府が執行する。

第二には、このため政府の總合執行機關(開發局)を設ける。

第三には、この機關は、北海道開發廳と關連をたまたしめ、農林、運輸、建設の各大臣が、それぞれの所掌事務について、その機關の長を直接指揮監督する。

との三項目が掲げられ、開發行政を實施するため國の出先機關を本道に設置されることが明らかとなり、いよ／＼政府は本道行政の運営方式を大幅に變革することが判明致したのであります。

右の閉議決定より見るときは、本道八十年の永きに亘つて維持運営して來た開發行政と自治體行政との有機的一元的行政體系が兩斷される事態を惹起するといふ道民にとつては、實に深憂すべきことになるのであります。

そもそも本道は、開道以來の歴史も淺く且つ地域廣大、寒冷雪積等の地理的、氣象的特殊性、經濟、文化の後進性等によつて府縣とはその立地條件を全く異にするものがあるのであります。かかる諸種の特殊な惡條件を克服して今日の如き本道の發展を齎し得たことは、開拓先人による粒々辛苦の經營と道民各位の積極敢爲なる御努力に基くものであります。一方これを行政的立場から見ますときは、所謂開發行政の推進によつて、道自治體が育成助長され、又自治體の伸長によつて開發行政が圓滑に運営されて來た所産であるとも言ひ得るのであります。政府今回の計畫は、本道總合開發の歴史と實態、並びに本道の特異的在り方を無視し、急激に大きな變革を強行せんとするものであります。道行政の自主性確保と、道民生活文化の向上を圖ると共に國力の培養に資することを目的とする本道總合開發の圓滑なる推進のためにもかかる計畫はこれを阻止しなければならぬと思ふのであります。

こゝにおいて道としては政府當局に對し次のごとき理由に基き出先機關の設置についての反對を申し述べております。

第一、この計畫は地方自治の確立を阻むものであること、即ち、開發行政を道と道議會より分離し、これを國の出先機關、所謂官僚行政に委ねますことは、新憲法に基く地方分權を強化するという方向に逆行するものであり、且つ先般のシャツプ勸告の趣旨にも反するものであつて、もしこれが實現を見ますときは、本道の自治體行政は、非常に弱體化され自治の圓滑なる發達を期待することが困難となるのであります。

第二、出先機關の設置は行政能率の減退と行政費の膨脹を來すものであること。

道は地理的には勿論、歴史的にも長い間、一道一單位の行政地域であり、他府縣とは全く異つた特色を持つてゐるのであります。

従つて道の場合今回の出先機關の設置は行政の總合性を欠くこととなり、充分な行政効果をあげることを期待し得ないのみならず、地方側からすれば、益々二重行政の弊害を醸すこととなり、著しく行政の能率化が妨げられるのであります。

又出先機關を道單位に設置しますときは當然道の廣地域性よりして更に各種の下部機關を各地に設置することが必要となり、これがため、勢い行政費の膨脹を來すことは必定であります。例えば、廳舎、機械器具等を國と道との二本立に分離し、又調達を要することは勿論であると共に、又職員配置等につきましても、夫々分割を要することとなり、従つてこれまでのごとく、國、道相互に有無相通する弾力性ある人員配置を講ずることも全然不可能となり、國、道夫々の機關においては、却つて人員の増置を圖らなければならなくなり、かゝる分離の實現を強行するときは、實に巨億の經費を要することとなるのであります。國、道を通じて國民負擔の増荷を來すこととなるのであります。

第三、本道は一道一單位の行政組織になつており、河川、道路など他府縣に見るごとく數府縣に亘る關係などは全然ないのであります。従つて

數府縣に亘つた事業の管理、執行のために設けた出先機關は本道の場合全くその必要性を認めないこと。

即ち今回中央において計畫されている出先機關は、本州各ブロック毎に設置してゐる地方建設局、並びに地方農地事務局等を統合した機關のごときもののでありますが、まさに一道一單位の行政地域を形成しております本道としては、これが必要性は全く認められないのであるます。特にこの場合、附言しておきたいことは、港灣法、漁港法、河川法、道路法、土地改良法等の立前は、いずれもその營造物の所在する地における地方公共團體の長としての知事に管理者として、その權限が認められてゐるのであります。政府計畫に係る本道の出先機關の設置の案によりますならば、他府縣の場合におけるこれらの事業について、知事が國の機關として有している權限の一部も本道の場合はこれを取上げられることになるのであります。従つて、道知事の權限が他府縣知事の權限に比較し逆に縮小されることとなり、廣義の意味における本道の自治權が他府縣の自治權より低位におかれるという奇現象を呈するのであります。道地方自治の權威が疑はれるとも言はなければならぬのであります。

第四、出先機關を設置するときは、開發費と道費との効率的運営が困難となること。

道は忠實に國策の遂行に努力を致してゐるのであります。從來開發事業の執行に當りましては、その決定或は、ことごとく各省廳の行方とところでありまして知事は道議會の協力の下、これを忠實に實行し、且つ地方自治の調和と道民の協力を得ることに努め、極力國策たる開發事業の成果をあげることに努めてきたのであります。これ即ち本道が僅か八十年にして輝き發展と成果を收めてきたことに徴しても明かであります。しかもこのことは關係機關のよく認識されてゐるところであつて、決して國策を曲げることは無かつたのであります。又、これまで、道議會の御協力を得てたとえ現に昭和二十五年度の開發事業の施行に當つても、道費が六億余萬圓の支出をして國費開發事業費を補完し、夫々の事業の完全實施を圖つ

て來ました事などは地方自治が如何に國家事業に協力して來つたかという證左であります。出先機關の設置を見ましますときは、開發費と道費との相互的關連を保持し、事業を効率的に經營するということが、極めて困難となるのであります。

第五、この計畫は、道、市町村の協力關係を弱體化するものであること。

道と市町村とは平等協力の關係に立つのであります。特に本道の場合兩者が自治體として發達して來た歴史的課程より見ましても、又行政地域の廣域性、自然的條件、經濟的社會的諸條件等、道の有する特質は又市町村にも通ずる特色でもありまして、共に相通する命題を持つて居るのであります。就中、開發行政の面においては、市町村は第一線的機關としての役割を果して來たのでありまして、この市町村の積極的な協力とその圓滑なる運営を圖ることが、開發行政をよりよく推進する鍵であるとも言ふべきであります。

すなわち、道が現在のように開發行政を含めての總合的實施機關であつてこそ、自治體行政と開發行政とが固く結合され、市町村自治の發達を推進して相互の有機的發展が期待し得られるのであります。

第六、長期開發計畫の達成が困難となるおそれがあること。

すなわち總合開發計畫のごとく長期に亘るものは、内閣の更迭或いは政策の變更等によつて動もすれば計畫期間の中途においてその策定事業が或は縮少又は中絶される恐れが多分にあるのであります。かゝる弊を防止せんがためには、須く開發計畫は民の世論と協力を根底とするものでなければならぬのであり、且自治體行政との一體的運營の方策を採ることによつてその目的を達成し得るものであります。

第七、かゝる重大問題は地方行政調査委員會の勸告並びに道關係機關の意見聽取を俟つて處置すべきものであること。

昭和二十四年十二月法律第二百八十一號を以て地方自治を充實強化して國政の民主化を推進するため、地方自治を基底とする市町村、都道府縣、

及び國相互間の事務の配分の調整等に關する計畫につき調査立案することを目的として政府が設置しました地方行政調査委員會においては目下行政事務の再配分につき審議中であります。

特に北海道の問題については、本道行政構造の特色に鑑み別個にこれを調査檢討中でありまして、近く國會議における結論が得られることになつておるのであります。政府及び國會に勸告權を有する權威ある同會議の結論を俟たずして、政府が今回の措置に出することは、はなはだ納得の行き兼ねるところであります。更に又今回の措置は現行の開發行政の運營方式に對する大變革となるものでありますから、豫め少くとも北海道開發審議會は勿論のこと道並びに道議會の意見を徵する途を講ぜられるべきであると共に、廣く道民の意思のあるところも亦、民主的方法によつて聽取さるべきものであります。

以上の外、政府の意圖するが如く、ほとんど準備期間を有せずして早急にこれが計畫を實行に移すときは、實際上は、この分離によつて生ずる國及び道の事業の限界、廳舎、官公舎等の管理換、機械器具の分割、定員配置の關係等、これが實施については技術的に見ても相當の時日を要するのみならず内容においても容易に解決し難き事柄が多く、ために本年度早々着手を要する公共事業等の執行は勢ひ滯頓座を來すこととなり、道民の蒙る損失の多かるべきことは明かな事實となつて表われることなどを縷々説明して參つたのであります。政府においては、毫も當初の企圖を改むべきもなく、北海道開發法一部改正案を閣議に諮り現在開會中の國會にこれを提出し、その通過成立を計らんとして、諸般の措置を急速に進められつゝある中で、私を始め副知事及關係部課長は日夜各省廳は勿論國會方面並びにその他關係諸機關に向つて、同法案の提出又は成立を今次國會において見るがごときことのなきよう慎重に檢討することが、國の立場よりも、又道としても賢明の途であると信じ、これが説得に連日連夜心力の限りを盡しているのであります。

五月十六日の國會質問に對する今回の出先機關設置についての政府の公

式的な見解によれば一つには本問題は相當以前より考慮しておつたものであつて今直ちに考えたものではないということを言われているのでありますが、果してその所説の通りとすれば、豫め道關係機關に對し慎重な審議検討を致させしめる余地が充分あつたと思ふのであります。次に又今回の出先機關の設置は國家事務を處理せしめるためにその出先機關を設置することは、地方自治にかゝるるところなく従つて地方行政調査委員會會議において、國、都道府縣及び市町村相互間の事務再配分の趣旨とするところに寸毫も反するものでないといふ稱せられているが、右は同會議が昨昭和二十五年十二月二十二日政府及び國會に對する行政事務再配分に關する勸告書の趣旨によれば地方團體の充實強化のためには國政事務であつても地方行政の性格を多分に包藏するものは與うる限りこれを地方の責任において處理せしめ且つ財源の賦與をもこれに伴わしめるべきであるといふことを明らかにしているものであり地方團體をして處理せしむることを決して否定してはいないのであります。もとより同勸告中には特に東京都、大都市、北海道の問題については他府縣の基準により難きものが多いので、これら地方公共團體の特殊性に適應した措置を考究すべきであるとしてこれが勸告は後日に譲ることとしていっているのであつて、この點については政府は國會においても同會議より右勸告のあることを充分豫見し得られたものと思ふのであります。なお又私が在京中地方行政調査委員會に伺ひました處、神戸委員長は、當會議は政府の閣議決定の如何に拘らず獨自の見解に立つて勸告することとし、北海道の問題については六月初旬に豫定の通り現地に行つてその實態を見たいと、その所見を述べられておるのであります。

次に又、政府は特に官治行政が自治行政に比し上、下級機關の關係が系統的に一本であり、行政の効果が上るが如き意見を採用して、本道開發行政は官治行政の運営によつてこそ、初めて効率的成果を發揚されるが如き言をなされておるのでありますが、本道の開發は住民生活に關係することの極めて大なるものがあるのであつて、所謂總合開發とは單なる資源の開發のみを考へべきではなく廣く日本經濟自立への貢獻と道民生活文化の向

上を目的とする高い見地に立つべきものがあり、かゝる國家的大事業は、その資金面より見ても公共の投資、民間の投資、道民の負擔、更には外資の導入もすべてを合せて一元的に運営される關係において始めて達成せられるものであつて、特に道民の所謂積極的な自治参加が併せ講ぜられてこそ各般の事業が結實し得るものであると堅く信ずるのであります。

この度の問題は實に北海道自治體の健全なる建設なるか、或はこれに逆行する危機に瀕するとかいふ道政八十年以來、かつてその例を見ざる重大問題であるばかりでなく、又政府が常に提唱しているわが國地方自治の振興を圖るという地方自治確立強化運動の趣旨にも反することとなるのでありますから私としては飽くまでも本質的にこれを掘下げ兎や角の經緯等に提われることなく全道民の立場に立つて慎重に善處しなければならぬと考へる次第であります。

以上、開發行政の分離問題に關しての今日までの諸般の狀勢を御報告申し上げたのでありますが、道民の意思を代表して道議會に列せられました各位におかれましては、敘上の事情を篤と御了察の上、今回の中央に於ける開發行政の分離計畫がこの上十二分に検討せられ、道民の心を心とし本道の實情に基いて善處せられるよう各位の特別の御協力御配慮を切望するものであります。

最後に、特に一言申し述べたいことは、今次の道議會は新たに道民の輿望を擔われて道政の樞要の地位に就かれ、行政各般の運営につき御參畫、御盡忠を致されることと相成りました議員各位の始めての議會であり、且つ私も又道民諸賢の支持を得て、再度本道知事の重職を帯びた次第でありまして、本來なれば何事においても會議に出席し、今後の道政運営につき御理解ある御支援と御熱意ある御協力を求めるべきであります。何分にも前述の様に開發行政分離の問題は本道にとつては極めて重要な事案であり且つ政府はこれを今次國會において成立せしめんとする極めて急迫した事態にありまして、こゝ數日の動向によつて、關係法案の運命が決せられるという段階に立至つておりますので、これまでの努力に加え、さらに渾身

の力を致さなければならぬと存じますので、甚だ残念乍ら出来難い點につき、各位の深き御理解と御了察を切にお願い申上げる次第であります。

なお、この機會に、この報告書が到達いたした後の経過でございますが、御承知のように、閣議の決定を経て、政府はその筋に對しまして、法案の提出につき了解を求めるためにいろいろと交渉を續けておられたのであります。その關係が一應了承を得たので、衆議院の會議にこれを提案し、その審議に入つておることは御承知の通りでありまして、この點を付け加えて申し上げる次第であります。なお、知事といしましては、以上の趣旨に基いて、何とかしてこの問題の善處的解決を得たい、つまりかような設置機關を設けることなく、本來の自治體の行政一本の形において道の綜合開發をはかりたいという決意に基きまして、中央におきまして目下折衝をいたしておる次第でございます。以上経過について概要を申し述べた次第でございます。

各派代表打合會

第三回定例道議會各派代表打合會の議に上つた事項はつぎのとおりである。

○五月二十一日

- 一、各派代表打合會によつて暫定的に議會運営に關する協議を行うこと及び議長職務執行者について山口事務局長から説明し、打合會は臨時議長をもつて司會者とすることに決定した。
- 一、議席及び議員控室は事務局假決定のとおり諒解した。
- 一、本日の日程を議長選舉の件とすること。
- 一、第二次打合會において日程を延期し、なるべく明二十二日これを上程し得るよう意見を纏めることを申合した。
- 一、林(謙)議員から常任委員の選任前に委員會條例の一部改正について檢討方發言あり、事務局案を提出させ各派において檢討することに決した。

○五月二十二日

- 一、本日の本會議においては議長選舉の日程を延期して散會すること。
- 一、委員會條例の一部改正について明二十三日協議すること。

○五月二十三日

- 一、議長及び副議長選舉は投票によつて本日行うことに決した。

○五月二十四日

- 一、皇太后陛下崩御につき決議をもつて弔詞を捧呈すること。
- 一、海人草及び自轉車番號標に關する決議を無効とする知事提訴に對する應訴につき山口事務局長から法的には議決を要しないと考ふるが諸般の事情から議決することにしたい旨を説明し、議長から議案を提出することに決した。
- 一、委員會條例及び會議規則の各一部改正(事務局試案)につき山口事務局長から説明檢討を行つた。

○五月二十五日

- 一、理事者申入れの道開發機構問題に關する報告は全案件の議了後これを受けること。
- 一、委員會條例及び會議規則の改正につき引續き檢討の結果改正することとし、本日議長提案によることに決定した。
- 一、議場内においては絶對喫煙をしないことを申合せた。
- 一、常任委員の各派割當につき檢討決定した。
- 一、議會開發審議會の常任委員の在り方についてつぎの議會までに各派で研究すること。

○五月二十六日

- 一、常任委員、教育委員、都市計畫委員、土地收用委員、出納檢査立會議員の選舉、選任は本日行うことを決定、但し教育委員は投票、他は議長指名とする。

常任委員会

▲議會運営委員会

○五月二十六日午後二時三十五分議長室にて開議、坂東浩一委員長職務執行者（公）は委員長互選の方法について諮りたるところ、單記無記名投票に決し、選舉執行の結果、岩田留吉委員（自）十票、西村武夫委員（社）四票により岩田委員當選、ついで岩田委員長より副委員長互選について諮りたるところ、單記無記名投票に決し、選舉執行の結果、岩本政一委員（自）十票、森川清委員（社）四票で岩本委員が當選午後二時四十七分休憩、午後三時一分再開、人事委員及び監査委員選任の件について協議したるも意見纏らず、財政課長より人事委員給與條例、議事堂附屬建物増築工事請負契約締結に伴う議決を求むるの件を提案したい旨の申し入れがあつて午後四時休憩午後四時三十八分再開、人事委員選任の件について更らに協議をなしたるも、この選任についてはなお慎重を期するの要ありとの意見が強く今會期内に審議は困難となり、野口副知事よりも更に慎重考慮のため今會期は監査委員の選任とともに提案を見合せる旨の意思を表明、次いで自由黨議員の緊急質問申し入れについて協議したが意見まとまらず午後五時十五分休憩、午後五時五十六分再開、自由黨より緊急質問を撤回する旨の申出があり、結局増築工事請負の件のみを議事に加えることを決定運営委員會は議會招集日の前日に開くことを建前とし且つ議長と打合せの上通知することの申合せを行つて午後六時五分散會。

▲總務委員会

○五月二十六日午後一時五十分議場にて開議、伊藤弘委員長職務執行者（公）は委員長互選の方法について諮り、單記無記名投票によることに決し選舉執行の結果、西田信一委員（自）十票、齋藤正志委員（社）四票で西田委員が當選、就任挨拶があり、ついで西田委員長より副委員長互選の

方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し選舉執行の結果、安達徳太郎委員（自）十票、塚田庄平委員（勞）四票で安達委員が當選就任挨拶があつて午後二時十分散會。

▲文教委員会

○五月二十六日午後二時十五分議場にて開議、伊藤弘委員長職務執行者（公）は委員長互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し選舉執行の結果、糸川章夫委員（農）十票、太田益夫委員（社）四票で糸川委員が當選、就任挨拶があり、ついで糸川委員長より副委員長互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し選舉執行の結果、林謙二委員（民）十票、高田治郎委員（社）四票で林委員が當選、就任挨拶があつて午後二時四十分散會。

▲水産委員会

○五月二十六日午後一時五十分議場にて開議、松平武一委員長職務執行者（自）は委員長互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し、選舉執行の結果、松平武一委員（自）九票、冲野政雄委員（公）五票で松平委員が當選、就任挨拶があり、ついで松平委員長より副委員長長の互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し選舉執行の結果、金澤藤吉委員（自）九票、濱森辰雄委員（社）四票、村山喜作委員（民）一票で金澤委員が當選、就任挨拶があつて午後二時七分散會。

▲民生委員会

○五月二十六日午後二時七分議場にて開議、松平武一委員長職務執行者（自）は委員長互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し、選舉執行の結果、本多吉江委員（農）九票、坂東秀太郎委員（公）四票、新川輝隆委員（勞）一票で本多委員が當選、就任挨拶があり、

ついで本多委員長より副委員長互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し、選舉執行の結果、村山喜作委員（民）九票、新川輝隆委員（勞）四票で白票一票で村山委員が當選、就任挨拶があつて午後二時二十分散會。

▲農政委員會

○五月二十六日午後一時五十分議場にて開議、朝倉義衛委員長職務執行者（自）は委員長互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し、選舉執行の結果、土井千海委員（農）九票、三澤正男委員（社）五票、田中巖委員（自）一票で土井委員が當選、就任挨拶があり、ついで土井委員長より副委員長互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し、選舉執行の結果、秋山孝太郎委員（農）十票、高橋辰男委員（社）五票で秋山委員が當選、就任挨拶があつて午後二時二十分散會。

▲衛生委員會

○五月二十六日午後二時二十二分議場にて開議、朝倉義衛委員長職務執行者（自）は委員長互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し、選舉執行の結果、田中巖委員（自）十票、若林次郎委員（社）五票で、田中委員が當選、就任挨拶があり、ついで田中委員長より副委員長互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し、選舉執行の結果、立原耕平委員（自）十票、和平千治（勞）五票で立原委員が當選、就任挨拶があつて午後二時四十分散會。

▲商工委員會

○五月二十六日午後一時四十五分第三委員室にて開議、徳中祐滿委員長職務執行者（自）は委員長互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し、選舉執行の結果、宮坂壽美雄委員（民）十票、森川清委員（社）四票で宮坂委員が當選、就任挨拶があり、ついで宮坂委員長より

り副委員長の互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し、選舉執行の結果、朝日昇委員（農）十票、長澤信廣委員（社）四票で朝日委員が當選、就任挨拶があつて午後一時五十七分散會。

▲勞働委員會

○五月二十六日午後二時第三委員室にて開議、徳中祐滿委員長、職務執行者（自）は委員長互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し、選舉執行の結果、四十榮助三郎委員（民）十票、山内廣委員（勞）四票で四十榮委員が當選、就任挨拶があり、ついで四十榮委員長より、副委員長の互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し、選舉執行の結果、佐藤初吉委員（農）十票、西村武夫委員（社）四票で佐藤委員が當選、就任挨拶があつて午後二時十五分散會。

▲開拓委員會

○五月二十六日午後二時第二委員室にて開議、吉田豊吉委員長職務執行者（自）は委員長互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し、選舉執行の結果、宮北三七郎委員（農）十二票、荒哲夫委員（社）一票で宮北委員が當選、就任挨拶があり、ついで宮北委員長より副委員長互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し、選舉執行の結果、土橋傳七委員（農）十二票、岡林歡喜委員（社）一票で土橋委員が當選、就任挨拶があつて午後二時三十分散會。

▲林務委員會

○五月二十六日午後二時三十一分第二委員室にて開議、吉田豊吉委員長職務執行者（自）は委員長互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し、選舉執行の結果、西川清吉委員（民）十二票、鈴木源重委員（社）一票で西川委員が當選、就任挨拶があり、ついで西川委員長より副委員長互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し、選舉執行の結果、大久保和男委員（民）十二票、田呂善作委員

(農)一票で大久保委員が當選、就任挨拶があつて午後三時散會。

▲土木委員會

○五月二十六日午後一時四十分第一委員室にて開議、大竹幸次郎委員長職務執行者(農)は委員長互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し、選舉を執行の結果、宮津恂太郎委員(自)十一票、時田政次郎委員(社)五票で宮津委員が當選、就任挨拶があり、ついで宮津委員長より副委員長との互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し、選舉を執行の結果、中牧保委員(自)十票、池戸芳一(勞)五票、旭佳明(自)一票で、中牧委員が當選、就任挨拶があつて午後二時十五分散會。

▲建築委員會

○五月二十六日午後二時二十分第一委員室にて開議、大竹幸次郎委員長職務執行者(農)は委員長互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決定し、選舉を執行の結果、旭佳明委員(自)十一票、川人源市委員(社)五票で旭委員が當選、就任挨拶があり、ついで旭委員長より副委員長との互選の方法について諮り、單記無記名投票の方法によることに決し、選舉を執行の結果、清水三俊委員(自)十一票、榊原啓量委員(社)五票で清水委員が當選、就任挨拶ののち、旭委員長より委員會運営には常に土木委員長と協議し、經費と時間の合理的活用を圖り能率化を期したい旨の發言があつて午後三時散會。

北海道開發局の設置をめづつて

「北海道開發法の一部を改正する法律案」は、五月二十八日衆議院、六月四日參議院といずれも政府原案どおり可決、成立し七月一日から施行することになつたが、これが提案から成立までの經過の概要について參考の

ため掲載する。

本道綜合開發の最も重要な部分を占める國費關係事業を道知事の手から分離し、國の直轄機關によつて實施しようとする案が増田北海道開發廳長官を中心に進められ、本道綜合開發に大きな波紋を投ぜられるに至つたが、本道開發を國の直轄機關によつてやるうとする動きは今にはじまつたことではなく、北海道開發法の制定に當り、自由黨の故板谷代議士が北海道開發公社(假稱)案を提唱したところから根強よい底流となつていたのである。

それが今回の地方選舉の直後突然中央で表面化して來たのであるが、當初増田開發廳長官は開發廳の祖先機關として札幌に分局を設置し道の土木、開拓兩部をこれに吸収しようとする案を提示せるに對し、廣川農相は北海道農林事務局、或は道農地事務局など農林省の祖先機關を設けて増田案の開發局から開拓行政を分離し、獨自の立場でこれを行うことを主張、一方開發局の機構を非常に大がかりなものとし建設省の建設事務局農林省の農地事務局、運輸省の港灣事務などまで吸収しようとの意見もかなり強くあつたところ、五月十八日の定例開議において俄然「北海道開發法の一部を改正する法律案」を決定、これが國會提出に先き立ち法律案及び提案理由につき増田開發廳長官は別項のごとき談話を發表した。

北海道開發法の一部改正する法律案

北海道開發法(昭和二十五年法律第百二十六號)の一部を次のように改正する

第十一條を第十七條とし、第十二條を第十八條とし、第十條の次に、次の六條を加える

(地方支分部局)

第十一條 北海道開發廳に地方支分部局として北海道開發局を置く
(北海道開發局の所掌事務)

第十二條 北海道開發局は、開發計畫の調査に關する事務を分掌する外、北海道における、左に掲げる事務をつかさどる

一、公共事業費（航路標識その他政令で定めるものを除く）の支辨に係る國の直轄事業で、農林省、運輸省及び建設省の所掌するものの實施に關すること

二、國費の支辨に係る建物の營繕並びに（郵政事業特別會計、電氣通信事業特別會計及び簡易生命保險及び郵便年金特別會計に屬する現業關係の建物の營繕、受刑者を使用して實施する刑務所の營繕、學校の復舊整備のための營繕並に一件につき總額百万圓をこえない建物の修繕を除く）公共團體、日本國有鐵道又は日本專賣公社の委託に基く建設工用資材の加工及び建設工用機械の修理を行うこと

2 前項各號に掲げる事務に關する主務大臣は、當該事務につき、北海道開發局長を指揮監督する

（北海道開發局の設置及び内部組織）

第十三條 北海道開發局は札幌市に置く

第十四條 北海道開發局に局長官房の外左の四部を置く

建設部
農業水産部
港灣部
營繕部

2 北海道開發局に次長一人を置く

3 次長は、局長を助け、局務を整理する

4 前三項に定めるもの外、北海道開發局の内部部局の組織の細目は總理府令で定める

（開發建設部、治水事務所その他の工事事務所）

第十五條 第十二條第一項各號に掲げる事務費の一部を分掌させるため、

所要の地に開發建設部及び治水事務所、その他の工事事務所を置く

2 開發建設及び治水事務所、その他の工事々務所の名稱、位置、管轄

區域、所掌事務の範圍及び内部組織は、總理府政令で定める

第十六條 北海道開發局に、左の表の上欄に掲げる附屬機關を置く、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする

種 類		目 的
土木試驗所	土木に關する試験及び研究を行うこと	
建設機械工作所	建設機械の製作並びに修理を行うこと	

2 前項に掲げる附屬機關の内部組織は、總理府令で定める

附 則

1 この法律は昭和二十六年七月一日から施行する

2 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三號）の一部を次のように改正する

第二條中「及び營繕支局」を削る

第十四條を次のように改める

第十四條 削除

第十五條中「又は營繕支局」を削る

3 行政機關定員法（昭和二十四年法律第百二十六號）の一部を次のように改正する

第二條第一項の表中	
總理府	北海道開發廳
計	四五人
三、二八八人	を總理廳
計	北海道開發廳
三、二八八人	に

建設省	本省	二〇、八五九人	を建設省	本省	二〇、七四八人	に合計	八七、五五九人	を
-----	----	---------	------	----	---------	-----	---------	---

合計	八七、五五九人
----	---------

に改める

提 案 理 由

北海道總合開發計畫に基く事業、公共事業費及び産業經濟費支辨に係る國の事業で農林省、運輸省及び建設省の所掌するもの等の圓滑な推進を圖

るため、現地に、北海道開発廳の地方支分部局として北海道開発局を設置する必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

増田開発廳長官談

終戦後北海道はわが國に残された唯一のホープである。したがつて北海道の綜合開發については畫期的の力をいたす必要がある。政府においてこれを國策として大きく取上げ昨二十五年北海道開發法を制定し六月總理府に北海道開發廳を設置したのである。この開發事業を最も強く、最も大きく推進しようとするためには單に計畫立案するに止まず、これが執行についてその責任體制を明らかにしなければならぬことは當然のことである。それで國の直轄事業の實施機關として現地に開發局を設置することに決定した次第であつてかくて政府は北海道の總合開發に對して極力これを推進し四百万道民の福利を大いに増進するとともに日本全體の復興に努力まい進せんとする次第である。

これによると従來道知事に委任された土木、河川、港灣、土地改良などの直轄事業を實施するほか、建設、運輸、農林、各大臣がその所管の事業について開發局長を直接指揮監督できることとしたのである。もしこれが實現するとすれば約七十三億圓の豫算をもつて今年いよいよその第一歩を踏みだそうとする本道の綜合開發五ヶ年計畫がすべて中央官廳の手によつて動かされ推進されることとなるので、田中知事は、地方自治確立に併行する出先機關反對はもとより、機構の二文化による經費増大、繁雜化などを理由として、道を中心に道内各種團體に呼びかけ猛烈な反對運動を展開した。一方田中知事は急接上京、増田開發廳長官外關係方面に反對陳情を行つた。道知事の反對意見書、反對陳情書及び五月十七日の北海道綜合開發委員會の決議はつぎのとおりである。

開發廳行政出先機關設置反對意見書

北海道知事

本道の開發行政を國の出先機關で擔當することは、官僚的中央集權的の考え方で、民主行政の根本精神に反し、地方自治の發達を阻むとともに、道民の總合開發に對する盛上る意欲と世論に背くもので、絕對容認することの出来ない時代逆行のものといふべきである。すなわち、

一、地方自治の確立を阻むものである。

開發行政を道と道議會より分離し、出先機關の官僚行政に委ねることはシャープ勸告に基く出先機關の廢止の方針に反し、地方分權強化の方向に逆行しようとするもので、これによつて、本道の自治體制は根本的に弱體化され、道自治の圓滑な發達は期待し得ない。

二、道の行政體系を根本的に覆すものである。

道は、過去八十年にわたつて、國の開發行政と道自治體行政とを一元的に總合的に運営してきたもので、今日の道廳は總合的な地方行政廳としての充分な組織と機能を備へ、且つ道民の信頼性に立つてゐる。さらに、道自治は開發行政の推進によつて成道發達するものであり、また開發行政は、廣く道民の自治參加によつてこそその効果を挙げ得るもので、これを全く二者に分離することは、まさに本道總合開發の本旨に反し實態を無視するものである。

三、直轄機關の設置は、行政能率の減退と行政費用の膨脹をきたすものである。

(一) 道は地勢的には勿論、歴史的にも長年一道一單位の行政地域であり他府縣とは全く異つた特色をもつ。従つて直轄機關の設置は、徒らに行政の總合性を欠き、それぞれの事業を孤立化せしめて充分な行政成果を期待できないのみならず、地方側からすれば二重行政の形となつて著しく行政の能率化を阻まれる。

(二) 現に、昭和二十五年年度の開發事業においても、道費の支出によつて國費の不足を補い、事業の完遂を圖つてゐるが、このような相關性に

立つた事業の執行が不可能となる。

(三) 單獨機關を道單位に設置するなら、道の廣地域性によつて、さらに下部機關の設置を必要とし、勢い行政費の膨脹は必定で、人件費、物件費など巨億の冗費を投ずることとなるが、かかる經費こそは、擧げて當面急を要する事業費に充當すべきである。

四、道、市町村兩自治體の協力關係を弱體化する。

道行政と市町村行政は、密接不濟のものであつて、開發行政においても、市町村は第一線機關としての役割を果してきたが、この市町村との結びつきが開發行政をより圓滑に運営する鍵であり、道が綜合的實施機關であつてこそ、自治體と開發行政とが堅く結合され、市町村自治の發達を推進し、相互の有機的、効率的効果を發揮し得る。

五、長期開發計畫の達成が困難となる。

中央政府の政變、或いは政策の變更によつて、總合開發計畫の如く長期のものは、その途上においても縮少中絶されるおそれが充分にある。

このような長期開發事業は、あくまでも住民の世論と協力を基礎とし、地方自治との一體性の裏付けがあつてこそ達成されるものである。

昭和二十二年一月、開發行政分離論が出た時、當時の本道長官増田建設大臣は、道議會とともに分離反對の決議を行つており、又本年三月、總合開發第一次五ヶ年計畫の策定に當つても、廣く道民代表や道議會の議を経たものである。道民の意欲と熱意がいよいよ炎え盛つてゐる世論に反して、直轄機關の設置を計畫することは、道民の意志を無視するものであり、かゝる機構の改變は決してこれを輕々に處理すべきことがらではなく、須らく道民全體の總意によつて決すべきである。

本道の殘された資源を開發し、日本の經濟復興に寄與するとともに、道民の幸福を招來する如き開發は、その地方住民の協力と國家全體としての觀點よりの支援があつて始めて可能となる。そして、このための方式こそは、總合一元化の行政方式以外に最適のものはない。

道民部への陳情書

北海道開發行政の運営について

北海道開發行政の運営に關し、最近、國においては、特別の出先機關を設けてこれが業務を執行せしめんとするように仄聞するも、右は、新憲法にもとづく地方分權の方向に逆行するばかりでなく、却つて本道の總合開發を阻害することとなるので、次の理由により、これが業務は道の行政機構をして擔當せしめ、自治行政と開發行政の一體性を確保し、もつて強力なる行政運営を圖るべきであると信するので、この點につき格別の御協力をお願いする。

一、地方自治の確立は、わが國民主々義體制の推進上、極めて重要であり、これがため戦後地方自治團體の權能を擴充強化する諸方策が採られてきたのであるが、特に本道の總合開發は、道自治暢達の基本的要件であつて、道地域社會の住民の福祉の増進と國家政策の結合に立つてこそ、初めて所期の成果を擧げられるのであつて、自治行政の性格を多分にその内容とする開發行政を道より分離することは、本道の自治體行政の内容を著しく弱化することとなり、地方自治の確立に反するのである。

二、本道の行政は、過去八十年に亘り、國の開發行政と自治行政が全く一元的統一的に運営されてきたのであつて、道は、綜合地方行政廳として、充分な組織と機能を持つてみならず、道民意志と直結してゐるので、廣く住民の行政參加の途も可能であり、いわゆる開發行政と自治行政が密接不離に行ふことができるのである。

たとえば、現に、昭和二十五年度においては、開發事業完成上欠くところのできない附帶又は、補充的事業のため、道費より六億五百餘万圓を支出して國費の不足を補ひ、相互の有機的結合をはかり、事業執行上に支障なきを圖つた如く、實に兩者は深き相關性に立つて運営されてこそ、行政効果を結實させることができるのである。

三、道は、地勢的には勿論、歴史的にも、長年、一道一單位の行政地域を

組織しており、他府縣の如く、たとえば、道路、河川その他數府縣に亘つて行ふ事業のための特別の出先機關を置く如きは全然その必要を認めないのである。一例をとれば、利根川は數府縣を通じて流れているが、石狩川は北海道の地域のみを流れている。

又、道一本の行政體系を維持運営することは、二重行政の弊を防止するのみならず、特別の機關の設立は、行政の總合性を欠き、且つ、人的に、物的に、多額の經費を要することとなるので行政の各分野に關連する開發行政は、道の行政體系の下に、一元的且つ有機的効率的に之が運営を圖るべきである。

四、道行政と市町村行政は密接不離のものであり、開發行政についても市町村は第一線機關の役割を果してきたのであるが、この市町村との結びつきが開發行政をより圓滑に運営する鍵であつて、道が綜合的實施機關であつてこそ、市町村自治の發達を協力支援し、相互の有機的効率的効果を發揮し得るのである。

關係各省への陳情書

昭和二十六年五月十日

北海道知事 田 中 敏 文

内閣 總理 大臣
大藏 大臣 同 次官
農林 大臣 同 次官
運輸 大臣 同 次官
建設 大臣 同 次官
經濟安定本部 總務長官
地方自治廳長官 同次長
地方行政調査委員會 務所局長
内閣 官房 長官

行政 監理 廳長官
北海道 開發 廳次長
農林 省 農地 局長
運輸 省 港灣 局長
建設省 河川局長 道路局長
大藏 省 主計 局長

北海道開發行政の運営について（電信）

新聞記事によれば政府におかれては本道開發行政を道廳より分離し、國の出先機關を設置する計畫の由であるが、右は地方自治の本旨に反するのみならず、本道の場合國の開發行政と自治體行政の有機的總合的一體性に立つてこそ初めてその効果を擧げられるべきものと確信する。

小職としては右計畫に絶對反對につき本問題の御取扱ひに際しては豫め小職並に道議會の意思を充分御聽取されるよう配意御願ひ申上ぐ。

北海道知事 田 中 敏 文

決 議

北海道總合開發に關し開發廳出先機關設置の問題は重要な事柄であるから充分に種々の機關で検討し、道民の輿論に訴えてはじめて決定すべきであり、輕々にきめるべきではない。

右委員會の決議により充分檢詞の時をかすべく、知事及關係機關に要望する

昭和二十六年五月十七日

北海道總合開發委員會
委員長 高岡 熊雄

また五月二十五日開催の全國知事會議でもこの問題を重視し政府の地方出先機關を強化せんとするの偉向に鑑みつぎのような「地方自治の確立に關する聲明書」を滿場一致で可決、今後の知事會と政府との折衝の方向を

示すものとして注目されるに至つた。

地方自治の確立に關する聲明書

地方自治の本旨は、憲法の條章により、嚴として保障せられ、地方自治に關する三法律とともに我が國地方自治の根幹をなすものである。

いふまでもなく自治の精神は民主思想の根源をなすもので、生々脈々たる政治形態は自治政治を除いてはあり得ないと深く確信するものである。

然るに、最近における政府の施策は、地方財政委員會及び地方行政調査委員會議等の勸告にもかゝらず、社會福祉事業法その他地方に關する立法においてやゝもすれば中央集權的な色彩がみうけられるのみならず、開發事業その他に關し政府の地方出先機關を強化せんとするが如き傾向のあることは、誠に我等の了解に苦しむところである。

講和體制確立の一環として國內諸制度の再檢討を要求する聲が起つていゝる際、政府は深くこの點に留意し、いやくもその能率化合理化の必要なるに籍口して、漸く確立の緒についた地方自治の實現を遅延せしむるが如きことのないよう慎重な考慮を加えられたい。

右あえて聲明す。

昭和二十六年五月二十五日

全國知事會議

ついで五月二十六日田中知事は「憲法第九十五條によつて本質的には住民投票が必要だ。もし改正案のとおり行われるならで府縣以上に自治權の侵害となり違憲の疑いも残る」と重ねて反對の意志を表明したが、これに對し法務府の見解は、「政府が法案を提出することも開發局を設置することとも違反ではない、問題は地方公共團體の解釋と住民投票の可否の二點だが、前者は法案が北海道という特定地域に於て作られてゐるものではなく、國の機關として作成されてゐるのであるが問題とはならない。また後

者の住民投票は法務府としてはやる必要がないと考えてゐる。憲法第九十五條によれば住民投票による賛成をえてから法律を國會が制定するように受取れるが地方自治法第二百六十一條によれば、住民投票をやる場合は國會で法案が可決されたのち衆議院議長の名に基いて行い、この結果に基いて政府は法律も公布施行すればよいことになつてゐる、したがつていずれの場合をとつてみても憲法違反だという解釋は成立しない。」としてゐる。

(註) 憲法第九十五條 一の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ國會は、これを制定することができない。

これらの動きに對し中央各新聞の論評をひろつて見ると、
(毎日) 「國家事業として出先機關の設置が必要ならば、最初から置くべきだ。知事選挙に敗北した直後にやるのでは痛くないハラもさぐられる。當分おアズケにしまして全面的な事務配分を斷行、出先機關を整理するとか、右か左を決めてよい。」(五月二二日・社説)

(朝日) 「自由黨政府が選挙に敗れた腹いせとして道知事から公共事業をとりあげる。などという短見の風評は信じたくない。政府としては豫定の段取かもしれないが、これだけ思い切つた改革を行うにはあらかじめ順序をつくり、關係者とも十分話し合う筋道(中略)中央と地方が摩擦しては所期の効果をあげ得ない」(五月二〇日・社説)

(讀賣) 「開發法改正に、知事や社會黨は反對してゐる。自由黨政府のやることには何んでも反對、北海道における自由黨勢力擴張には、何んでも反對という風にも見える。なににを國營にすべしという大ザツパなスロ一ガンが好きで社會黨としてはおかしい。などというなかれ、鬭争ならなんでもやる、實質はどうでもいい、という典型を示すものだ。われわれの考えからすれば自由黨がやろうが増田が發案しようが實質的に北海道がよくなればよい。知事はしきりに權限を云つてゐるが、問題は實質的にどんな方法が有効かだ。權限ではない」(五月二一日・寸評)

(東京) 「北海道だけ他府縣とことなり、中央の直かつとしなければなら

ぬかは問題である。東京都も首都建設法で他府縣とは異つた性格をもつてゐる。だが都には北海道に對するのと同様の考え方をしてゐないではないか。ここに政府が痛いかわくなくないが、ハラをさぐられるエメンがある。田中知事が在任中に露骨な選挙運動をしたことは話題の種になつてゐる。森林木材關係はお手のものだけに相當ハゲしいこともあつたという。しかしそれはひとり田中だけに限らない。社會黨の知事だから政府の目にあまつただけである。おまけに「反對黨知事では何かにつけて不便である」と放言したりするから選挙にハライセだといわれるのだ。いずれにしても改正を強行すれば黨路だといわれ、中止すれば田中知事を得意にさせる、どつちにしても分の悪い「戦だ」。(五月二〇日・筆洗)

(朝日)「こういう問題は黨利黨略をとめないが、地方問題のごとくみえてそうではない。與黨も野黨も充分論議を盡すのがよく、選挙や黨本位の感情はもつてのほかである。中央政權は自由黨、北海道知事は社會黨という關係は百年もつづくものではない」(五月二一日・三角點)

ともあれ、北海道開發法の改正は大きな政治問題にまで發展されるに至つたわけである。なおこの問題の當事者ともいふべき増田建設相と田中知事との言ひ分を掲げて見る。

増田建設相

國營が能率的——政治的意圖なし

開發局の設置は窓然起つたものではなく大分前から計畫されてあり、一部にいわれるように政治的な意圖から起つたものでは絶對ない。北海道の開發事業は國家的なもので、このため多額の國費が投ぜられており、國が直接事業を實施した方が妥當である。北海道は内閣官制當時から特殊な立場にあり、國の總合的な計畫によつて北海道の文化、財政面を助けてきた。したがつて民選知事になつたからといつて官治行政がすべてなくなるといふことはない。また北海道は國と道との事務が八對二の割合になつてゐるのでむしろ國の手で開發事業を推進する方が効果的であり、能率もあがる。北海道開發廳を設置したのもその意味であり、當時は地元でもこれを

歓迎してゐた。このほか北海道には現在四千人の國家公務員が知事の指揮監督を受けてゐるが、開發局の設置によつて國が直接に指揮監督を行い、その責任をもつことができる。現在他の府縣では地方建設局とか農地事務所が置かれており、北海道は開發局の設置によつて他府縣と同じようになるわけである。

田中知事

諸事業に停滯——地方自治を侵害

開發行政と地方自治行政とは密接な關連をもつものでこれを切り離したら地方行政はうまくいかないことは分り切つたことだ。それを政府は北海道廳にも相談せず、また北海道開發事業の諮問機關である北海道總合開發審議會にもはからないうで、地方選挙終了と同時に突然、こんなことをやるのは非民主的ではないか。開發局の設置にさし當つて國費約二十億圓、道費關係約十億圓を必要とし、北海道の財政はこれ以上の負擔増加にたえられない。また開發局の設置によつて、約四千名の人事異動や北海道廳の使用してゐる施設の移轉などによつて諸事業は停滯する。それに現在地方行政調査委員會では地方行政の改革に關する勸告を準備してゐるのだから開發局を作るかどうかはその上で慎重に検討を加えることが常識ではないかと思う。さらに重要なことは政府は自治確立のため中央の出先機關を最少限度に縮少することを決定してゐるのに強引に出先機關が設置されるといふことは中央集權化の復活とも考えられ、全國の地方團體によつて重大問題である。

以上のように兩者全く相異つた見解を堅持し、専らこの改正案の成立を強行せんとする政府と、これを極力阻止せんとする知事側との對立は益々激化しつゝあつたところ、政府はあくまでもこの改正案を成立せしむべく衆議院において會期の延長を決定して五月二十八日遂にこの改正案は可決成立され、即日參議院に送付したが參議院においても會期を三度延長し六月四日政府原案どうり可決、成立したのである。政府は目下同局の内部機

構を規定する政令の公布を急ぐほか、地方自治法附則第八條の關係條文を削除し國費補助職員を道に移すなどのほか必要な措置をとりつゝある。

開發局設置に伴い、道固有事務との間にもろ／＼の摩擦を生ずる面もあるが、これをどう調整するかは今後に残された重要課題である。政府と道知事の意見が、全く對立的な立場のうちに改正案の成立を見た現在において、本道開發計畫が國全體からしても、道民福祉向上の意味からも極めて重要な事業であるだけに今後新構想の實施に當つて、豫想される問題の處理に、よほど慎重な検討を加えないと四百萬道民の協力は望めないのではないかと思われる。何れにせよ一日も速かに北海道總合開發事業の強力且つ總合的な運営を推進し道民の福利を増進せしめるとともに日本全體の復興に努力まい進せられるよう切望して止まない。

なお北海道開發法及び改正對表及び北海道拓殖計畫と北海道總合開發計畫等の經過を參考迄に付記する。

北海道開發法及び改正案對照表

現 行 法 (昭和二五、五、一 法律第一二六號)	改 正 案 (昭和二六、五、一八 議 決 定)	備 考
(この法律の目的) 第一條 この法律は、北海道における資源の總合的な開發に關する基本的事項を規定することを目的とする。 (北海道總合開發計畫) 第二條 國は、國民經濟の復興及び人口問題の解決に寄與するため、北海道總合開發計畫(以下「開發計畫」といふ。)を樹立し、これに基く事業を昭和二十		第一條より第十條まで現行通り

六年度から當該事業に關する法律(これに基く命令を含む。)の規定に従い、實施するものとする。

2 開發計畫は、北海道における土地、水面、山林、礦物、電力その他の資源を總合的に開發するための計畫とし、その範圍については、政令で定める。

(關係地方公共團體の意見の申出)

第三條 關係地方公共團體は、開發計畫に關し、内閣に對して意見を申し出ることができる。

(北海道開發廳の設置)

第四條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十號)第三條第二項(國の行政機關の種類)の規定に基いて、總理府の外局として、北海道開發廳を設置する。

2 北海道開發廳の長は、北海道開發廳長官とし、國務大臣をもつて充てる。

(北海道開發廳の所掌事務の範圍及び權限)

第五條 北海道開發廳は、開發計畫について調査し、及び立案し並びにこれに基く事業の實施に關する事務の調整及び推進にあたる。

(北海道開發廳に置かれる特別な職)

第六條 北海道開發廳に次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、廳務を整理する。

第七條 北海道開發廳に、參與十人以内を置き、廳務に參與させる。

2 參與は、關係行政機關の職員のうちから、長官が命ずる。

3 參與は、非常勤とする。

(北海道開發審議會)

第八條 北海道開發廳に北海道開發審議(以下「審議會」という)を置く。

第九條 審議會は、開發計畫に關する重要事項について、調査審議し、その結果に基いて北海道開發廳長官に建議することができる。

2 審議會は、北海道開發廳長官の諮問に應じ、開發計畫に關する重要事項について調査審議する。

第十條 審議會は、左に掲げる者につき、内閣總理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者

五人

二 參議院議員のうちから參議院が指名した者

院が指名した者 三人

三 北海道知事

四 北海道議會議長

五 學識經驗のある者

十人以内

2 委員の任期は、二年とする。

但し、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

4 審議會の會長は、委員のうちから互選する。會長に事故があるときは、會長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 會長は、會務を總理する。

6 前項に定めるものを除く外、審議會の議事及び運営に關し必要な事項は、審議會が定める。

(地方支分部局)

第十一條 北海道開發廳に、地方支分部局として北海道開發局を置く。

(北海道開發局の所掌事務)

第十二條 北海道開發局は、開發計畫の調査に關する事務を分掌する外、北海道における、左に掲げる事務をつかさどる。

一、公共事業費(航路標識その他政令で定めるもの)に關する

新規設定

新規設定

ものを除く)の支辨に係る國の直轄事業で農林省、運輸省及び建設省の所掌するものの實施に關すること。

二、國費の支辨に係る建物の營繕(郵政事業特別會計、電氣通信事業特別會計及び簡易生命保險及び郵便年金特別會計に屬する現業關係の建物の營繕、受刑者を使用して實施する刑務所の營繕學校の復舊整備のための營繕並びに一件につき總額百萬圓をこえない建物の修繕を除く)並びに公共團體、日本國有鐵道又は日本專賣公社の委託に基づく建設工事用資材の加工及び建設工事機械の修理を行うこと。

2 前項各號に掲げる事務については、當該事務に關する主務大臣のみが、北海道開發局長を指揮監督する。

(北海道開發局の設置及び内部組織)

第十三條 北海道開發局は札幌市に置く。

第十四條 北海道開發局に局長官房の外左の四部を置く。

建設部
農業水産部
港灣部
營繕部

新規設定
新規設定

2 北海道開發局に次長一人を置く。

3 次長は、局長を助け、局務を整理する。

4 前三項に定めるものの外、北海道開發局の内部部局の組織の細目は、總理府令で定める。

(開發建設部、治水事務所その他の工事事務所)

第十五條 第十二條第一項各號に掲げる事務費の一部を分掌させるため、所要の地に開發建設部及び治水事務所、その他の工事事務所を置く。

2 開發建設部及び治水事務所、その他の工事事務所の名稱、位置管轄區域、所掌事務の範圍及び内部組織は、總理府令で定める。

(北海道開發局の附屬機關)

第十六條 北海道開發局に左の表の上欄に掲げる附屬機關を置くその設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
土木試験所	土木に關する試験及び研究を行うこと。
建設機械工作所	建設機械の製作並びに修理を行うこと。

2 前項に掲げる附屬機關の内部

新規設定

新規設定

(職員)

第十一條 北海道開發廳に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十號）の定めるところによる。

(定員)

第十二條 北海道開發廳に置かれる職員は、別に法律で定める。

附 則

一 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。但し、附則第三項（總理府設置法の一部改正）の規定中總理府設置法（昭和二十四年法律第二十號）附則第五項及び第六項の改正規定は公布の日から施行する。

2 北海道開發廳は、第五條（北海道開發廳の所掌事務の範圍及び權限）の規定にかゝらず昭和二十五年において國の施行する北海道の開發に關する事業に關し、必要な事項を調査することができる。

3 總理府設置法の一部を次のように改正する。

第十七條總理府の外局の種類中「行政管理廳」を「行政管理

組織は總理府令で定める。

(職員)

第十七條 北海道開發廳に置かれる職員の任免昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十號）の定めるところによる。

(定員)

第十八條 北海道開發廳に置かれる職員は別に法律で定める。

現行第十

一條を第

十七條に

繰下げる

現行第十

二條を第

十八條に

繰下げる

同上附則

は現行通

り

應 北海道開發廳に改める。

第十八條 （外局の組織、所掌事務及び權限）中

行政管理廳 行政管理廳設置法（昭和二十三年法律第七十七號）を

行政管理廳設置法（昭和二十三年法律第七十七號）を

北海道開發廳 北海道開發法（昭和二十六年法律第二十號）を

改める。

附則第五項（讀替規定）を附則第七項とし、附則第四項（存続機關及び職員と職員の定員に關する法律との關係）の次に次の二項を加える。

5 北海道における資源の總合的開發に關する施策を調査審議させるため、昭和二十五年六月一日まで總理府の附屬機關として北海道總合開發審議會を置く。

6 前項の北海道總合開發審議會の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項に定めるものを除くの外、政令で定める。

4 國家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一の總理府の項中「行政

管理廳」を「行政管理廳」に
北海道開發廳」に
改める。

附 則

1 この法律は昭和二十六年七月
一日から施行する。
本附則は
新規設定

2 建設省設置法（昭和二十三年
法律第百十三號）の一部を次の
ように改正する。

第二條中「及び營繕支局」を削
る。

第十四條を次のように改める。
第十四條削除。

第十五條中「又は營繕支局」を
削る。

3 行政機關職員定員法（昭和二
十四年法律第百二十六號の一部
を次のように改正する。

第二條第一項の表中

總理府	北海道開發廳	盟人
計		三、三六八

總理府	北海道開發廳	三、三六八
計		五、六八八

建設省	本省	一〇、八九八
-----	----	--------

建設省	本省	一〇、七四八
-----	----	--------

に	を	合計	八七、三六八
に改める。		合計	八七、三六八

北海道拓殖計畫と北海道總合開發計畫等の經過

（北海道史及び參事兩院第七國會速記錄による）

○明治二十六年 北垣長官、北海道開發の重要性より十二箇年拓殖計畫樹
立、政府に建議するも實施に至らず。

○明治三十三年 國田長官、開拓十箇年計畫を樹立、同三十四年より實施
に移る。

○明治四十二年 河島長官、第一期計畫十五箇年計畫を樹立、同四十三年
より政務を行う。

○大正六年 俵長官、第一期改訂拓殖計畫を樹立實施に入るも第一次歐州
戰爭の反動期に入り完成するに至らず。

○大正十五年 中川長官、第二期拓殖二十箇年計畫を樹立昭和二年より實
施に移る。

○昭和十一年 佐上長官、第二期拓殖改訂計畫を樹立せるも滿洲事變に引
き續き支那事變、太平洋戰爭等の戰亂となり所期の目的を達するに至ら
ず。

○昭和二十年 終戰となり、この年より北海道總合開發が強く要請される
事態となつた。

○昭和二十一年 第二期拓殖計畫の年次終了に加え、本道の總合開發が強
く要請される事態に即應し、時の増田長官は、道内各界の學識經驗者を
網羅せる北海道總合開發調査委員會を設置し、本道總合開發計畫の調査
立案を諮問し、右委員會は農畜、水産、森林、鑛業、工業、商業金融、

運輸交通、治水利水、文化厚生、開拓の十専門委員會に別れ立案調査に着手した。尙この年十月議會では中央において計畫中と傳えられる拓殖費豫算の關係各省分割實施に強く反對、拓殖計畫の一元的執行に關する決議（別記(一)の決議）をなし、關係の向え要請した。

○昭和二十二年 昭和二十一年以來の道及道議會の要請にもかかわらず、本道開發行政は一月及び四月の閣議により、開發行政の重要部面である森林行政の大部分が分割され、新らしく開發廳を設置せんとする從來と異なる方針が採用せられることとなつた。これに對し、かかる情勢では本道を急速に然も強力に開發することが能わず且つ地方分權の精神にも逆行するものとして道及び道議會（別記(二)及び(三)の決議並びに道選出貴衆兩院議員一體となり強力に要請した結果六月十七日の閣議（別記(四)の閣議決定）で一應開發廳の設置は取止めるも開發行政及びその豫算は分割されて關係各省に移管され只現地機構は道廳を利用することになつた。

○昭和二十三年 内務省の解體に伴う開發行政及び豫算の分割は、本道開發豫算獲得の隘路となり同年一月には、道議會より大衆議員が上京する等大いに折衝に努め、本道開發の急務を説くところがあつた。又先に諮問した北海道總合開發調査委員會は調査を了し十ヶ年計畫五千億投入による總合開發計畫を立案答申し特に

(1) 開發行政機構の確立 (2) 開發豫算の確立 (3) 開發事業に對する特別金融 (4) 金融措置總合開發研究機關の設立 (5) 北海道開發法の制定を強く中央に要望するに至つた。

○昭和二十四年 かかる事態に對する道の輿論がやがて中央を動かしこの年五月現内閣に北海道總合開發審議會が設けられ總會、委員會等二十回に亘る會合協議會の結果總理府の外局として北海道總合開發審議會（合議制の行政機關）と北海道總合開發委員會（諮問機關）を設けんとする法案要綱が答申されるに至つた。

○昭和二十五年 政府は右答申を検討の結果北海道開發廳及びこれが諮問

機關として北海道開發審議會設置を根幹とする北海道開發法案を三月二十五日衆議院に提出するに至つた。

衆議院における本法案審議の經過は

1 三月二十七日内閣委員會に於て増田國務大臣より

現在北海道開發事業は關係各行政機關が個別的に立案施行しているの
で、その間に總合性、統一性を欠き、北海道に投入される國の事業費の
効率發展上甚だ遺憾の點が多いので、これらの點に鑑み、政府は國策と
して強力に北海道における資源の總合的な開發を行うことを緊急と考え
これに關する基本的事項を規定するため本法案を提出した。
旨の説明があり質疑に入る。

2 三月二十八日 同院建設委員會より本案につき連合審査の申入があ
り、このことに決し引き續き質疑に入る。

3 三月二十九日 内閣、建設兩委員會連合審査會を開き總合國土開發法
案の提出を求め北海道開發法案と兩々相まつて速かに國土復興を圖るこ
とに決した。

4 三月三十日 (1) 建設委員長より總合國土開發法案の提出を求め、北
海道開發法案と兩々相まつて國土復興に寄與されたい旨の申入事項があ
つて、(2) 質疑に引き續き討論に入り

○小川原政信（自）委員より賛成

○松岡駒吉（社）委員より ①道民の總意により公選された知事が、とき
には國家の行政上のことを委任され、委託されてやる仕事もあるであろ
うし、北海道の開發を行うことには賛成であるが、これがためこの種の委
員會に（開發審議會）知事を加えることは適當でない。北海道議會議長
も同様である。(二)立法院と行政との混淆をさけるため參、衆兩院議員を
委員に加えることは適當でない。依つて反對。

○木村榮（共）委員より本案は單なる開發廳設置案であるので反對。
の發言があり採決の結果賛成者多數にて原案通り可決された。

5 三月三十一日 衆議院本會議に於て鈴木内閣委員長より審査の經過及び結果について報告があり、直ちに委員長報告の通り可決された。

6 四月二十二日 四月十九日参議院より回付せられた北海道開發法案について諮り賛成者多數にて参議院修正通り決せられた。

参議院における本法案審議の經過は

1 三月二十五日 内閣より提出、同日豫備審査のため内閣委員會に付託

2 三月二十八日 増田國務大臣提案理由説明(要旨衆議院と同じ)

3 三月三十日 衆議院より回付。

4 四月十日 質疑に入る。

5 四月十一日 附則第一項中「同年四月一日」を「公布の日」に修正、全會一致にて可決。

6 四月十九日 河井内閣委員長より審査の經過及び結果について報告があり、直ちに採決に入り全會一致にて委員長報告の通り決した。

一方北海道開發法案の提案をみるや、道においてもこれについて更に強力に推進するため、同年四月道内各界の學識経験者による北海道總合開發委員會を設置し、財政、金融、工業、人口雇傭、第一次計畫小委員會(後に文化、厚生、農林、水産、電力、運輸、交通部會を加える)の専門部會を設け積極的な調査立案を行うこととなり、又北海道議會においても、

同年七月これが策定を推進するため議員全員による開發審議會を設け更に常任委員十五人による農林、水産、建設、鑛工、文化厚生各専門部門を設置、中央及び道に並行して調査を進めたのである。

○昭和二十六年 かくして一月道より北海道總合開發第一次計畫試案(五カ年計畫が提出せられるや道議會審議會においては更に各般に亘り嚴密なる調査をなし、道委員會と議會の審議會と合同會議を開く綿密なる検討の結果「北海道總合開發計畫に對する北海道議會總合開發審議會の意見書」を提出、知事はこの意見を組入れて第一次計畫書を作成北海道の總合開發につき中央に強くこれが實現を要望しているのである。

別記 (一)

決 議

本道は戰後我國經濟上最重要なる地位を占むるものであつて、その開發振興は實に祖國再建の基盤である。今や第三期拓殖計畫を樹立せんとするに當り之が目的を達せんとせば須らく行政施策拓殖費豫算は從來の如く道廳長官をして一元的に實施せしむるの要極めて緊切であつて、巷間傳うるが如く關係各省に於て分割實施するに於てはその効用著しく輕減すべきは敢て論ずるまでもないことである。當局は克く過去の實績を尋ね將來の發達を考え行政系統に改變を加えざらんことを望むものである。

昭和二十一年十月二十六日

別記 (二)

決 議

北海道の拓殖行政に關し從來と異なる方針を採用するの案が閣議決定せられる。

右は本道を急速且つ強力に開發する能わざるのみならず、地方分權の精神にも逆行するものとなるを以て絕對反對せざるを得ない。寧ろ從來の經驗に徴し北海道廳中心の行政力を強化し一元的に運営し以て總合開發の萬全を圖られんことを望むものである。

昭和二十二年一月九日

北 海 道 會

別記 (三)

北海道開發行政機關に關する決議

北海道開發事業は、土地の開發、鐵道、道路、河川港灣の修築、及土地改良、電力、森林、農畜産、商鑛工、水産の開發振興等に關する總合的事業であつて、その効率的遂行を期することは全道齊しく切望する所である。故にこれが行政機構として北海道開發の一切の企畫を一元的に行う中央官廳を定めるとともに、その指導監督の下に所管行政は擧げて北海道廳

に完全委任して、強力且つ總合的に運営する方法を採り、以て速やかに開發の目的を達成するよう要望する。

右決議する。

昭和二十二年六月五日

北海道議會議長

別記(四)

北海道開發に關する行政機構等に關する件

(昭和二十二年六月十七日開議法定)

北海道開發に關する行政機構に關しては、昭和二十二年一月八日及び四月二十二日開議決定により、北海道開發廳を設置することと定められ、其後更に五月十三日開議了解の趣旨に基き種々折衝中であつたが、今回從來の方針を變更して、北海道のみに他府縣と異なる特別の機構を設けることを廢し、關係行政及び豫算を速かに農林省其他各省に移管することにす。但し今後北海道の總合開發事業が國策として占める地位の重要性に顧み各省による計畫實行の總合調整を圖る爲め司令部側の示唆もあり、北海道知事も加えた關係各省次官により構成せられる委員會を設置し、その遺憾なきを期することとしたい。尙北海道の現地機構は北海道廳を利用するものとする。

参考

農林省
建設省
運輸省

地方支分部局機構概要

農林省地方支分部局

- 一、自作農創設特別措置に關すること。
- 二、農地の移動廢用を統制し、その他農地關係の調整を圖ること。
- 三、開拓適地を調査しその開拓計畫を樹立すること

農地事務局

- 四、開墾、入殖及び營農の指導助成を行うこと。
- 五、開拓者資金の融通を行うこと。
- 六、國營土地改良事業に關すること。
- 七、土地改良事業の指導監督及び助成を行うこと。
- 八、開拓用機械、器具及び資材の管理及びあつ旋に關すること。

名	稱	位置	管轄區域
仙台東地事務局	仙台市	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、各縣	
東京同	東京都	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、各縣	
金澤同	金澤市	新潟、富山、石川、福井、各縣	
京都同	京都市	岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、各縣	
岡山地方同	岡山市	鳥取、島根、岡山、廣島、山口、德島、香川、愛媛、高知、各縣	
熊本同	熊本市	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、各縣	

資材調整所

本省の所掌事務の中農林畜水産物及び農林畜水産業物資の割當及び配分について調整これらの物資の輸送並びに資金についての調整に關する事務を分掌する。

作物報告所

本省の所掌事務の中耕地面積及び農産物の作況の調査並びに農村に於ける統計的經濟調査に關する事務を分掌する。

建設省地方支分部局

- 一、河川、道路、砂防その他國の直轄の建設工事に關すること。
- 二、國費の支辨に屬する建物の營繕並びに公共團體、日本國有鐵道又は日本專賣公社の委託に基く建設工事建設工事用資材の加工及び建設工事用機械の修理を行うこと。
- 三、國土計畫及び地方計畫に關する調査を行うこと。

庶務部	經濟課
庶務部	用地課
厚資課	生材課
工務部	工務課
機械課	機械課

地方建設局

名	稱	位置	所管區域	企畫部 企畫課 調査課 營繕部
東北地方建設局	仙台市	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島各縣		
關東地方同	船橋市	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、新潟、長野各縣		
中部地方同	名古屋	岐阜、靜岡、愛知、三重、富山、石川各縣		
近畿地方同	大阪市	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、福井各縣		
中國・四國地方同	廣島市	鳥取、島根、岡山、廣島、山口、德島、香川、愛媛、高知各縣		
九州地方同	福岡市	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿兒島各縣		

營繕支局

營繕支局は本省管理局營繕部の所掌事務のうち北海道における事務を分掌する。

運輸省 地方支分部局

一、水上運送事業の發達改善及び調整に關すること。	總務部 總務課、人事課、會計課
二、水上における輸送の増進、改善及び調整に關すること。	運輸部 輸送課、港運課、倉庫課、 （北海、關東、東海、近畿、神戶及び九州海運局に限る）
三、日本國沿岸に置き去られた船舶の處理に關すること。	港灣連絡調整部 （關東、及び神戶海運局に限る）
四、水上輸送事業における運賃及び用料に關すること。	管理課、審査課、海務課、 （神戶、海運局に限る）
五、造船に關する事業の發達改善及び調整に關すること。	船舶部 監理課、造船課、造機課、 （關東、近畿、神戶及び九州海運局に限る）
六、船舶の製造、修繕引揚及び解體並びに船舶用機關及び船舶用品の製造、修繕流通及び消費の増進改善及び調整に關すること。	資料課
七、船舶、船舶用機關及び船舶用品の製造及び修繕に關する技術の改善に關すること。	

局

運

と。

船員部

勞政課、勞働基準課、厚生課

八、船舶の積量の測定に關すること。	海運局 所在市	北海、道
九、船舶の登録に關すること。	海運局 小樽市	北海、道
一〇、船員の勞働組合及び船員地方勞働委員會に關すること。	海運局 小樽市	北海、道
一一、船員の勞働關係の調整に關すること。	海運局 小樽市	北海、道
一二、船員の勞働組合及び勞働關係の發展宣傳に關すること。	海運局 小樽市	北海、道
一三、船員の勞働條件災害補償その他保護に關すること。	海運局 小樽市	北海、道
一四、船員法における船員規律に關すること。	海運局 小樽市	北海、道
一五、船員手帳に關すること。	海運局 小樽市	北海、道
一六、船員の職業の紹介、職員の指導、職業の補導その他船員の勞務の需給調整に關すること。	海運局 小樽市	北海、道
一七、船員の職業紹介事業及び勞務供給事業並びに船員の募集の改善及び調整に關すること。	海運局 小樽市	北海、道
一八、船員の福利厚生に關すること。	海運局 小樽市	北海、道
一九、運輸大臣の指定する港灣施設の管理に關すること。	海運局 小樽市	北海、道
二〇、港灣における諸作業の改善調整等に關すること。	海運局 小樽市	北海、道
二一、港灣運送業及び臨港倉庫事業の發達改善及び調整に關すること。	海運局 小樽市	北海、道
二二、港灣における港灣作業料その他運輸に關する料金に關すること。	海運局 小樽市	北海、道
二三、運輸に關して海上の觀光事業の發達改善及び調整を圖ること。	海運局 小樽市	北海、道
二四、運輸に關して海上觀光地域及び觀光	海運局 小樽市	北海、道

施設を調査し及び改善すること。

二五、觀光宣傳に關すること。

二六、海事思想の普及宣傳に關すること。

二七、所掌事務に關する調査及び統計に關すること。

2 海運局は前項に掲げるものの外臨時の事務として左の事務を司る。

一、船舶の使用及び船舶運營會の監督に關すること。

二、船舶の運航の管理及び監査に關すること。

三、船舶の讓渡、貨渡擔保の供與及び引渡に關すること。

四、造船に關する事業の賠償指定施設の管理保全及び撤去並びに賠償指定施設の輸送に關すること。

五、所掌事務に關する指定生産資材及び石油製品の割當及び監査に關すること。

六、所掌事務に關する勞需物資に關すること。

七、だ補船及び在外置籍船の現状調査保管、原狀回復及び返還に關すること。

資料 警察法の一部改正

現下の治安の實情に鑑み、警察力を強化すると共に、警察法の施行の經驗に徴して、警察の運營を一層能率化する必要があるという理由のもとに第十回國會に於て警察法の一部が改正されたので、その改正の主要な點を大略すると左の通りである。

國家地方警察に關する事項

一、警察力強化のため管區警察學校及び警察大學校に在校する警察官五千人以内を國家地方警察の基本定員三萬人のほかに定員外として増置すること。

二、自治體警察の區域内における治安維持上重大な事案につき、止むを得ない事情があると認めるときは、都道府縣知事がその事案の處理を都道府縣公安委員會に要求し、この場合、該公安委員會は國家地方警察をしてこれを處理させることができ又都道府縣公安委員會は知事に對して右の要求をするよう勸告することができること。

三、都府縣には一の公安委員會を置くが、北海道には、特に道知事の所轄の下に、下部行政區畫により十四以内の道公安委員會を置くことができる。

自治體警察に關する事項

一、自治體警察の警察吏員の定員總數九萬五千人の枠を外し各自治體警察職員は、それぞれの市町村がその地方的事情に應じて條件で自由にこれを決定するよう改めたこと。

二、現在人口五千以上の市街的町村は、市と相並んで警察を維持することになつてゐるが、町村については、その實情に應じて、住民投票により警察を維持しないことができ、又一旦警察を維持しないこととした後も投票のあつた日から二年後には再びこれを維持することができること。

この場合、警察を維持しないこととなつた町村については、その警察吏員は國家地方警察が引受け、これを國家地方警察の基本定員外の警察官とすること。併せてこの場合における警察職員の恩給の通算、警察用財産の處分等について規定をもうけた。

國家地方警察及び自治體警察の兩者に關する事項

一、都道府縣及び市町村の公安委員の資格要件を幾分緩和し、警察職員、檢察職員、舊職業軍人の前歴者と、公安委員に任命前十年間に職業的公務員であつた者だけを欠格者としたこと。

二、警察活動の能率向上のために、各警察相互間に犯罪に關する情報を交

換するものとし、又各警察は、その管轄区域内で行われた犯罪、その管轄区域内に始まり又は及んだ犯罪のほか、更にこれらに關連する犯罪についても、管轄區域外に職權を及ぼすことができることとした。

三、自治體警察の警察吏員も、國家地方警察又は他の自治體警察の要求があつたときは、その援助に當つて管轄區域外においても職權の行使ができることを明らかにしたこと。

四、自治體警察の要求によつて國家地方警察の警察職員が援助した場合は

▲本道總合開發計畫第一陣

工事着手する

(石狩川流域の幾春別川—
芦別川道營電源關係)

明治年代以來順調な發展をして來た本道も昭和の年代初期、滿洲の開發と共に放置され、第二次世界大戰の勃發は諸般の計畫を釘附にした。敗戦は國土資源の總合的開發を絶叫し、昭和二十五年道民の世論を結集した本道總合開發第二次五カ年計畫が樹立せられ、全國のホープとして中央に於て認識を再度深めるに至つたのである。

この總合計畫の先驅として石狩川流域開發計畫の一部である、幾春別川—芦別川の總合開發事業は、本年雪融けをまつて準備工事に入つた。

開發計畫の概要

石狩川流域開發は美唄、篠津、夕張、千歳、豊平

勿論のこと。國家地方警察の要求により、及び國家非常事態の布告のあつた場合において自治體警察の職員が區域外に出動し直接要した費用、及びこの場合自治體警察職員の公務傷病の補償について、國庫が負擔することを明確にした。

その他は、國家地方警察の警察官の階級を明らかにしたこと。都道府縣國家地方警察本部の長を都道府縣國家地方警察隊長に改めたこと。

電源工事

の混層原野の改良を目標とし同時に治水、利水、道路、電源などの總合的な工事施行によつて新たに二万四千五百町歩の水田と一万三千町歩の畑を造成し、更に三万町歩の水田と二万三千町歩の畑を改善して、米換算四十八万石を増産し、四千戸を新たに入植する事が可能である。

加えて年間三億二千五百七十万キロワット時を發電して、本道中央部の産業開發を促進しようとする計畫である。

この大事業の原動力として幾春別、芦別川上流桂澤の電源開發がようやく政府の認めるところとなり、二十六年度豫算として國費三億圓が決定し、工事への第一歩をふみ出し、すでに本年四月末のダム築造に要する資材搬送、道路敷地の買収、工事個所に散在する家屋の買収その他機械の發注などが、實行されているがこれに引きついで資材運搬道路、鐵道、ケーブルの敷設などの大がかりな工事が行われダム築造は明春から開始される運びとなつてゐる。

發電工事の構想はまず芦別川上流の二股地點に高さ五八米のダムを作り有効四千百万トンの大貯水池を設て、これから一万一千米の導水路をもつて幾春別川熊追澤に導き平均落差一二三、六八米を利用して出力一万一千八百キロワットの發電を起し、ついで上桂澤に四六米のダムを築造して七月より十月の期間の出水期には大洪水の調節を企圖し五月より八月の期間中の灌漑期には農業用水を供給しながらさらに平均落差六二、二〇米を利用して桂澤發電所に導き出力一万二千七百キロワットを發電し、更に下桂澤に高さ一八、八〇米のダムを建設して空知炭礦地帯の鐵業用水、岩見澤市の水道、鐵道用水に利用、これを三笠發電所に導いて出力六千六百キロワットの發電が計畫されている。

これと同時に三笠發電所から放流せられた用水は北海土功組合の幹線に合流させ美唄原野をうるおすというのが大體の構想となつてゐる。

この電源開發による經濟効果はまず災害防止

で年平均五千万圓、幾春別川改修工事費の軽減六億一千六百万圓、また新規に四千七百七十七町歩を開田し米換算四万六千二百六十七石、補水により一万一千九百町歩、米換算九千六百二十六石この金額約二億九千三百万圓とされている。これらの電源出力三万キロワットに及ぶ三箇

工事費と年度別 (單位億圓)

工事別	年度	昭和26	27	28	29	30	31	32	合 計
熊追澤開發					三、〇〇〇	六、七六〇	八、二六四	三、五六一	三、二七五
桂澤開發			七、一一五	八、〇四〇	三、九〇五				三、二六〇
三笠開發			七、一一五	八、〇四〇	五、〇五五	四、〇四〇	八、二六四	三、五六一	九、三二五
計		二、〇〇〇	一、一五五	一、一五五	三、二六〇	一〇、八六〇	一、一五五	三、五六一	三、七四〇

▲本道電源開發 (十勝流域) 資金を外費導入のため渡米電力使節團に陳情書を提出

本道総合開發の一環たる電源開發計畫中十勝川流域の水力發電所建設に要する資金を、来る六月二十日頃渡米の政府電力公益事業委員會の伊藤委員を團長とする電力使節團に對し、道、通産局、公益事業委員會札幌支局及び北海道電力(株)の連名で、この計畫は道民の世論であるとして、外資導入のため努力せられる様、計畫書を提出し陳情を行つた。

十勝川流域電源開發の概要

本計畫は本道の東南部を流れる十勝川の支流

所の發電所の工事はまず桂澤が本年より四箇年計畫、三笠が二十九年より二箇年計畫、熊追澤が二十九年より四ヶ年計畫となり、昭和三十三年をもつて大體完成の見込である。この工事費は現在の物價からみて約五十二億七千四百三十万圓を要する。

音更川に本道隨一の大貯水池(堤高八一米、有効容量三億立米)を設け、これを上流貯水池としてこの水を利用して四箇所の發電所を建設しようとするものである。

十勝川系發電計畫一覽表

發電所名	取水河川名	出力	工事費
糠 平	十勝川音更川	五、七〇〇kw	六、一六〇、〇〇〇千圓
芽登第一	同	三、〇〇〇kw	一、六八〇、〇〇〇千圓
同 第二	十勝川、音更川	七、七〇〇kw	一、六八〇、〇〇〇千圓
同 第三	川ビリベツ川	四、五〇〇kw	二、六〇〇、〇〇〇千圓
計		一、七〇〇kw	三、一四〇、〇〇〇千圓

以上の四發電所の最大出力は十五万七千三百キロワット、年間發生電力量四億九千五百二十一万三千キロワット時である。

この建設所要資金總額

水力發電設備 三、一四〇、〇〇〇千圓 (三、一四〇萬圓)
關連工事 一、〇〇〇、〇〇〇千圓 (一、〇〇〇萬圓)
計 四、一四〇、〇〇〇千圓 (四、一四〇萬圓)

この内百四億圓を外資にあおぎ、残余は社債その他で調達し(北海水力(株)關係工事は昭和二十七年から著工して同三十一年までの五ヶ年計畫である。

工事完成後の經濟効果

この計畫實施の暁は、まず電氣事業としての採算は、昭和三十三年には年間二億九千万圓の利潤が推定せられ、本道開發の最も有利な事業である。

尙農業關係としては十勝川流域の無水地帯を解消して一大綠野と化し、數百戸の新規入植が可能となつて、本邦の人口問題解決の一助となる事は當然のことである。

さらに、牛馬一千頭以上の飼育が可能で、これにより酪農の振興、農産物等の收益面のみでも年間三億圓以上見込まれるのである。

(當 初) 明 細 表

保健衛生費	財 産 費	統 計 調 査 費	選 舉 費	公 債 費	諸 支 出 金	豫 備 費	計	割 合 (%)
—	—	—	1,056,000	—	120,000	—	15,604,800	0.15
—	—	—	1,296,000	—	2,280,000	—	3,192,617,700	31.31
—	—	—	1,016,400	—	1,057,200	—	974,199,700	9.55
80,000,400	1,638,200	5,970,200	6,993,200	—	89,463,800	—	778,833,200	7.63
—	—	—	2,605,200	—	1,267,000	—	1,853,738,100	18.17
25,043,700	—	4,969,100	62,500	—	18,360,100	—	164,114,100	1.60
—	—	—	—	—	—	—	—	—
170,000	—	399,000	340,000	—	21,871,500	—	41,286,500	0.40
7,795,600	4,463,000	—	136,900	—	479,500	—	150,811,300	1.41
—	—	—	300,000	—	400,000	—	12,700,000	0.12
66,446,800	3,473,000	650,000	2,534,000	—	12,121,500	—	279,911,900	2.74
21,583,400	350,000	10,000	384,300	—	3,553,700	—	112,145,200	1.09
15,523,000	327,000	689,000	2,062,300	—	13,523,300	—	90,217,100	0.88
11,633,000	160,000	2,576,200	4,541,000	—	22,846,000	—	124,804,300	1.22
5,347,500	400,000	—	14,200	—	452,000	—	22,595,000	0.22
10,867,000	250,000	622,900	4,373,100	—	12,782,100	—	134,206,400	1.31
—	—	—	—	—	840,000	—	1,216,700	0.01
536,000	100,000	17,000	543,000	—	1,104,000	—	5,025,400	0.04
3,898,200	534,300	—	—	107,500	2,126,800	—	43,081,900	0.12
1,976,700	30,000	122,800	131,200	—	2,686,100	—	46,684,200	0.45
25,000	135,000	391,500	57,000	—	2,137,000	—	14,119,700	0.13
5,381,200	100,000	—	300,000	—	7,943,000	—	92,618,300	0.90
10,760,500	740,000	—	100,000	—	1,424,500	—	50,348,500	0.49
31,947,600	111,325,400	—	—	—	39,200	—	399,607,900	3.91
36,799,800	1,835,000	68,000	271,000	—	6,548,000	—	167,326,500	1.64
74,057,900	—	—	—	—	16,000	—	167,612,200	1.64
—	—	—	—	—	—	—	40,000	—
112,000	6,671,500	—	—	—	—	—	51,963,700	0.50
—	—	—	—	30,973,000	5,000,000	—	35,973,000	0.35
—	—	—	—	103,835,300	—	—	104,001,100	1.02
70,000	—	—	—	—	—	—	1,205,200	0.01
30,585,700	—	14,558,500	41,396,000	—	58,525,400	—	624,821,200	6.12
—	—	—	—	—	—	—	2,663,600	0.02
—	—	—	—	—	199,720,300	—	199,720,300	1.95
—	—	—	—	—	2,000,000	—	247,000,000	2.42
—	4,500	—	—	—	—	—	4,500	—
—	—	—	—	—	12,738,000	—	14,738,000	0.14
—	—	—	—	—	—	—	3,199,600	0.03
—	—	—	—	—	—	—	2,885,500	0.02
—	—	—	—	—	—	3,000,000	3,000,000	0.03
440,561,000	132,541,900	31,044,200	70,513,300	134,915,800	513,426,000	3,000,000	10,196,642,300	100.00
4.32	1.30	0.30	0.69	1.32	5.04	0.02	100.00	

昭和26年度一般會計歳出豫算

款 別 節 別	議 會 費	道 廳 費	警 察 消 防 費	土 木 費	教 育 費	社 會 及 勞 働 施 設 費	産 業 經 濟 費
(1) 報 酬	13,464,000	—	580,800	—	384,000	—	—
(2) 吏 員 給	2,887,200	525,353,400	1,171,200	—	2,628,822,700	30,492,200	315,000
(3) 給 料	1,593,600	240,117,600	256,800	—	728,948,500	1,209,600	—
(4) 旅 費	34,041,600	106,860,200	1,950,600	16,694,100	221,358,800	16,719,900	197,142,200
(5) 職 員 手 當	2,145,400	422,859,300	905,800	—	1,412,442,600	2,337,400	175,400
(6) 雜 手 當	211,200	7,851,600	275,000	1,439,500	48,481,700	12,474,300	44,945,400
(7) 恩給退職料	—	—	—	—	—	—	—
(8) 報 償 費	11,464,000	1,360,000	1,119,500	—	—	789,500	3,773,000
(9) 賃 金	425,000	1,088,400	62,100	29,433,300	2,864,900	24,009,200	79,748,400
(10) 交 際 費	2,500,000	8,100,000	—	—	1,400,000	—	—
(11) 消耗品費	912,000	32,031,800	848,000	3,224,800	35,199,400	30,934,500	91,536,100
(12) 燃 料 費	500,500	17,526,200	233,000	4,095,300	32,985,200	8,877,500	22,046,100
(13) 食 糧 費	790,000	7,835,000	981,000	2,150,900	15,619,000	13,793,000	16,918,600
(14) 印刷製本費	2,404,600	18,842,300	654,900	2,224,600	15,721,700	14,372,700	28,827,300
(15) 光熱水費	276,000	2,010,000	120,000	676,600	4,790,300	2,639,900	5,868,500
(16) 通信運搬費	370,000	34,440,700	365,800	25,465,200	10,605,400	10,110,200	23,954,000
(17) 保 管 料	—	—	—	182,000	—	—	194,700
(18) 廣 告 料	50,000	710,000	—	21,000	227,000	442,400	1,284,000
(19) 手 數 料	—	1,886,000	36,000	85,500	585,800	1,341,300	2,680,500
(20) 借料及損料	150,000	3,047,800	547,600	742,300	2,147,900	3,911,300	31,190,500
(21) 筆耕繕譯料	120,000	1,794,000	21,400	415,000	1,909,400	2,646,500	4,467,900
(22) 委 託 料	—	—	27,800	585,000	—	44,044,700	34,236,600
(23) 修 繕 料	424,000	9,585,000	279,100	3,122,200	9,053,500	4,949,100	9,910,600
(24) 工事請負費	2,049,700	200,000	540,000	114,176,600	70,573,500	7,865,900	60,890,000
(25) 備 品 費	850,000	16,033,900	445,500	1,6965,000	60,928,000	10,220,300	31,030,500
(26) 材 料 費	—	—	—	10,932,300	—	11,835,000	70,771,000
(27) 買 上 金	—	—	—	—	—	—	40,000
(28) 施 設 費	—	500,000	—	2,181,500	20,535,800	3,171,100	18,791,800
(29) 賠償及償還金	—	—	—	—	—	—	—
(30) 利子及割引料	—	—	—	—	—	—	165,800
(31) 補償金及 補 填 金	—	—	—	100,200	—	1,000,000	35,000
(32) 負担金補助交付金	164,000	128,500	4,520,000	32,187,200	184,596,700	217,339,400	30,819,800
(33) 保 險 料	—	—	—	704,000	350,000	698,300	911,300
(34) 他會計へ繰越金	—	—	—	—	—	—	—
(35) 貸 付 金	—	—	—	—	15,000,000	30,000,000	200,000,000
(37) 積 立 金	—	—	—	—	—	—	—
(38) 繰 替 金	—	—	—	—	—	2,000,000	—
(39) 扶 助 費	—	—	—	—	—	3,199,600	—
(41) 公 課 費	—	—	—	—	—	180,000	2,705,500
(43) 豫 備 費	—	—	—	—	—	—	—
合 計	77,792,800	1,460,761,700	15,941,900	252,826,600	5,534,331,800	513,609,800	1,015,375,500
合 總 額 に 對 する 割合	0.76	14.33	0.15	2.48	54.30	5.03	9.96

昭和二十五年年度・昭和二十六年四月末収入状況調(税目別)

税目	豫算額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入合計
入場税	六三、一六六、〇〇〇	五八、〇〇七、九八二	五九、八五三、三四	三〇、一八四、六八八	八八、〇四二、六二二
遊園飲食税	五三、六四〇、〇〇〇	五七、七九一、九七一	五八、八五二、二八	二五、四八六、九七九	八四、三三九、二六
自動車税	七〇、五二一、〇〇〇	八、九三三、六五九	六、四四四、四四	二六、四八六、五五五	七〇、二二二、〇〇〇
自働車税	八〇、一五、四〇〇	一六、九七二、七四〇	六、三〇六、五五〇	九、六六〇、七四〇	四六、三三三、〇〇〇
漁業權税	二、九七二、六〇〇	二〇、六二二、九八五	一四、二四八、六元	六、〇三三、五五五	二六、三三三、〇〇〇
狩獵者税	一、一四四、〇〇〇	一〇、〇〇三、七三三	一〇、〇〇六、七元	四、五五四	九、九九九
家畜税	三、一六六、〇〇〇	七、四七二、七五五	三、〇九五、〇〇〇	六、四二七、四四五	九、五七七
事業所得税	一、五五三、七五〇	二、九八九、九三二	一、四九七、七三〇	六、九八三、〇八九	六、六二二
特別所得税	五、三二七、〇〇〇	七、三三八、一六七	五、一三三、九二二	二、二八六、一八九	八、四二〇
舊法による税	五三、一三三、五〇〇	七、五八四、〇五五	四、七二七、四九八	二、八五六、七〇〇	六、二七七
計	三、五二一、三六〇、七〇〇	四、六七一、二六二、二七	三、九二八、八七二、三三七	一、四九三、二五四、九三〇	六、三二二、〇〇〇

昭和二十五年年度・昭和二十六年四月末収入状況調(支應別)

支應	調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合	備考
石狩	七、八七五、九二五	五、一五二、八〇九	一、七二三、一一六	五九・九	
渡島	五、四九一、五五五	三、九八六、〇四三	一、五〇五、五一二	五九・四	
檜山	四、七六六、三三三	三、五五五、六四三	一、二一〇、六九〇	五九・六	
後志	四、四八〇、二四四	三、三三三、五五七	一、一四六、六八七	五九・九	
空知	四、三九二、九七七	三、五五五、九三九	八三六、〇三八	五九・八	
上川	四、二二一、八三二	三、三三三、六三三	八八八、一九九	五九・一	
留萌	三、六六三、六六六	二、七五五、三六六	九〇八、三〇〇	五九・五	
宗谷	三、五五三、五五三	二、六六六、九三三	八八六、六二〇	五九・四	
網走	三、三三三、九七七	二、二二二、二二二	一一一一、七五五	五九・九	
日高	三、一六六、三三三	二、一六六、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	五九・九	
十勝	二、九八六、三三三	二、一六六、三三三	八二〇、〇〇〇	五九・一	
釧路	二、八七五、九二五	二、一六六、三三三	七〇九、五九二	五九・三	

道 税 比 較

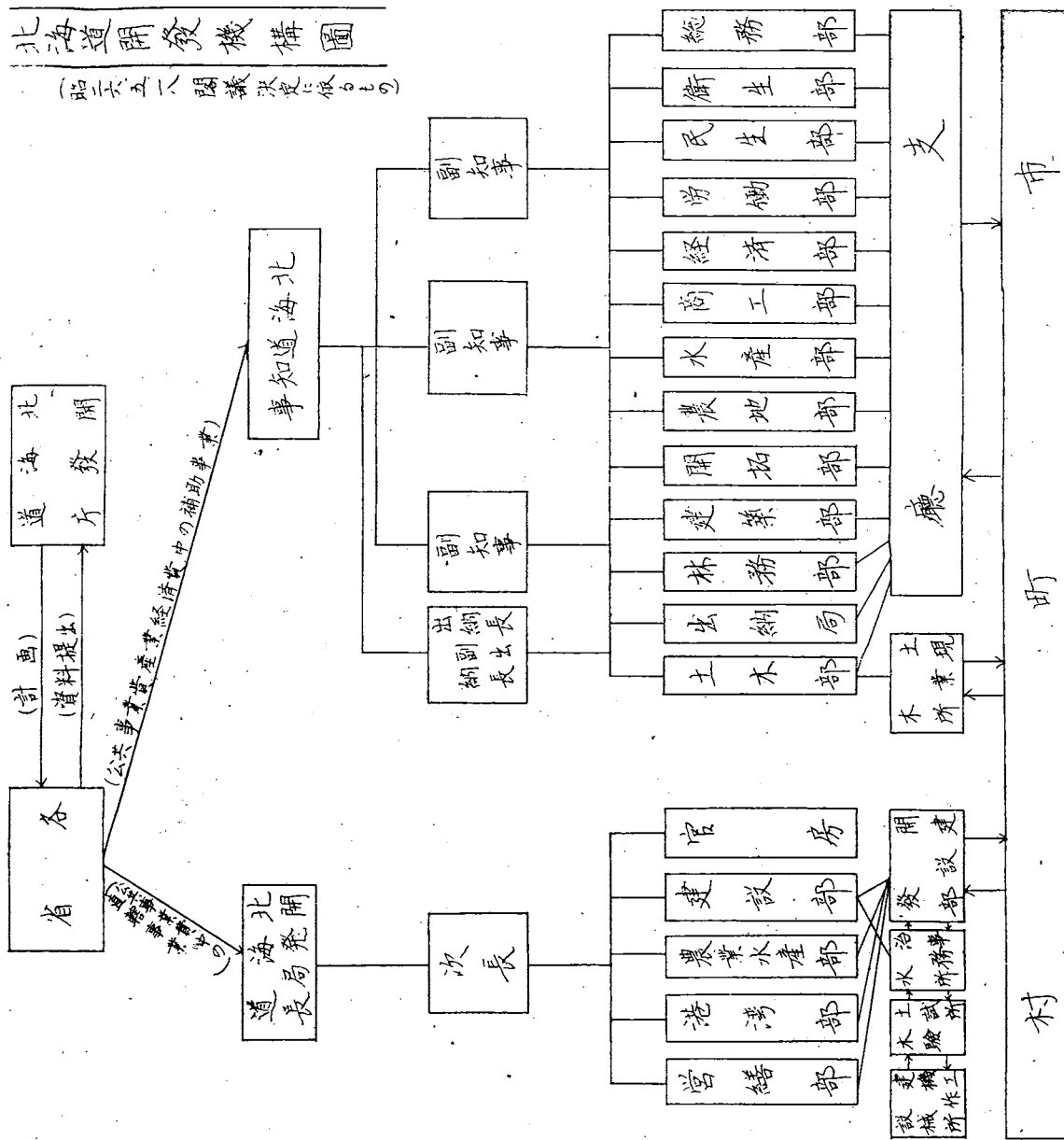
根 本 計	昭和二十五年	昭和二十六年	増減額
入場税	二九、二七、九六六	二五、〇五、六六七	四、〇二二、二九九
遊園飲食税	四、六七一、二六六	三、九八、八七七	一、四九三、五五五
自動車税	二、九八、八七七	二、九八、八七七	〇
自働車税	二、九八、八七七	二、九八、八七七	〇
漁業權税	二、九八、八七七	二、九八、八七七	〇
狩獵者税	二、九八、八七七	二、九八、八七七	〇
家畜税	二、九八、八七七	二、九八、八七七	〇
事業所得税	二、九八、八七七	二、九八、八七七	〇
特別所得税	二、九八、八七七	二、九八、八七七	〇
舊法による税	二、九八、八七七	二、九八、八七七	〇
道民税	二、九八、八七七	二、九八、八七七	〇
地租	二、九八、八七七	二、九八、八七七	〇
家屋税	二、九八、八七七	二、九八、八七七	〇
酒消費税	二、九八、八七七	二、九八、八七七	〇
電気ガス税	二、九八、八七七	二、九八、八七七	〇
船舶税	二、九八、八七七	二、九八、八七七	〇
軌道税	二、九八、八七七	二、九八、八七七	〇
電話税	二、九八、八七七	二、九八、八七七	〇
電柱税	二、九八、八七七	二、九八、八七七	〇
不動産取得税	二、九八、八七七	二、九八、八七七	〇

税目	昭和二十五年	昭和二十六年	増減額	備考
入場税	三、三三三、四四四	三、三三三、四四四	〇	
遊園飲食税	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	〇	
自動車税	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	〇	
自働車税	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	〇	
漁業權税	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	〇	
狩獵者税	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	〇	
家畜税	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	〇	
事業所得税	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	〇	
特別所得税	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	〇	
舊法による税	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	〇	
道民税	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	〇	
地租	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	〇	
家屋税	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	〇	
酒消費税	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	〇	
電気ガス税	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	〇	
船舶税	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	〇	
軌道税	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	〇	
電話税	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	〇	
電柱税	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	〇	
不動産取得税	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	〇	

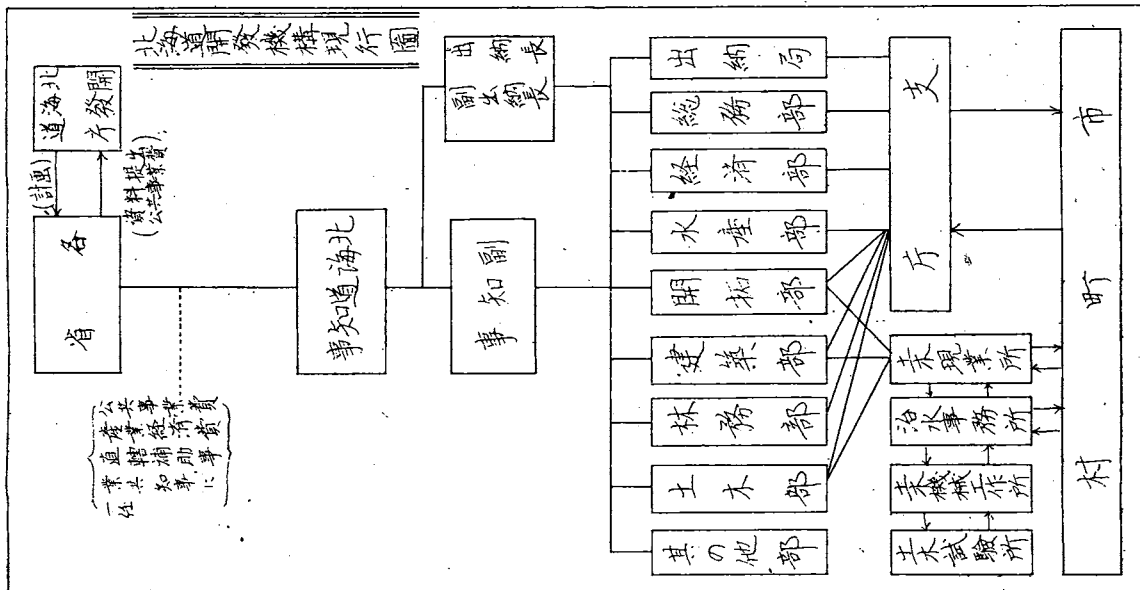
北海道税賦課率及び賦課定額

北海道開發機構圖

(昭二六五八 閣議決定に依るもの)



北海道開發機構現行圖



雜

▲地方議員定數減員問題について

地方議員定數減員の問題は、昨年來種々論議せられて來たが、大阪府布施市においては全國二百五十三の市に率先して議員定數を減員し去る四月二十三日、三十日の地方選舉より實施した。その提案理由として、「近時リージョナリズムの確立に伴い地方自治の機構改正は専ら民主的行政の先進國であるアメリカの制度に見倣つて逐次改善されつゝあり殊に地方議會の定數の如きも、その數多きに過ぐるを以つてこれを減員せしめ眞に職能的な選良となしその職責も又從來の如き單なる名譽職にあらずして職業議員として常勤の制度となすべきが如きが適當なりとの意見が斯界の學者並びに經驗者寺によつて提唱されるに至り早晚法制化さるゝ趨勢に立ち至つて居る状態である」というのであつた。

ちなみに地方自治廳行政課において調査集計した都道府縣別市町村議員定數縮減調及び市區別議員定數縮減内譯並に全國都道府縣議會議長會事務局において調査せる都道府縣議員定員調はつぎのとおりであり、なおアメリカにおける議員數調も合せて付記し參考とする。

(第二表)

都道府縣別市町村議員定數縮減調

(昭六・五・二七)
報告分集計

福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道	都道府縣名
市數	一					一	市數
減少數	六					六	減少數
町數	一					一	町數
減少數	三					三	減少數
村數	四					五	村數
減少數	一					一	減少數
減少數計	一					一	減少數計
最高減少數	八人					八人	最高減少數
備考							備考

[illegible]

奈

一、三〇六、七、七八
一、三〇九、〇八一
一、六六三、四四二
一、三五七、三四七
二、〇六二、三九四
六、六二七、五〇
二、四八七、六六五
二、一三九、〇三七
二、〇三九、四八八
一、五五〇、四六八
二、一四六、四四四
一、六〇一、三六〇
八、一、三六九
二、〇六〇、八三三
二、四六〇、九九七
三、三九〇、五八五
一、四六一、一九七
二、四七二、四七三
一、五四四、五八八
一、〇〇八、七五五
九、五七七、三七九
七、五二、三七四
一、八三三、二四四
三、八五七、〇四七
三、〇〇九、九五五
七、六三、八八三
九、八二、一三三
八、六一、一八〇
二、〇八一、九六七
一、六六一、〇九九
六、〇〇、一七七

アメリカに於ける議員數調 (一九五〇年版 都市年鑑による)

[illegible]

38

と時間の合理的活用を圖り、能率化を期するため議會運営委員會を除き夫々關連の深い委員會を二個宛組合せ、その組合せた二委員會の委員は同一議員が兼務する建前において十二部門に再編することとした。(三)各委員會に必要な際理事を置くことができることとし、正副委員長長の職務の代理又は實際面には委員會相互の連絡委員會の總務など委員會の圓滑なる運営に營ることとした。(四)正副常任委員長(理事)は議會において選任することになつていたのを委員會の圓滑なる運営を期するため正副特別委員長と同様に委員會の互選によることとした、などである。また現行會議規則は實際運営の經驗に徴し取敢えず委員會條例の改正に伴う所要の改正に止めたが、これら委員會條例及び會議規則の改正は第三回定例道議會より適用することとなつたが、その改正條文は次のとおりである。

北海道議會會議規則改正新舊對照表

現	行	改	正	備考
第一條 議員の議席は、總選舉直後の會期の始めに議長がこれを定め番號及び氏名標を附する。	第一條 議員の議席は、總選舉直後の會期の始めに議長がこれを定め番號及び氏名標を附する。	第一條 議員の議席は、一般選舉直後の會期の始めに議長がこれを定め番號及び氏名標を附する。	第一條 議員の議席は、一般選舉直後の會期の始めに議長がこれを定め番號及び氏名標を附する。	第一部改
第三章 發案發議及び動議	第三章 發案發議及び動議	第三章 議案の提出及び動議	第三章 議案の提出及び動議	章改
第十五條 建議の發議及び動議は議員一人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。	第十五條 建議の發議及び動議は議員一人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。	第十五條 議員が條例案、決議案意見書等の議案を提出しようとするときは、その案を具え議長に提出しなければならない。	第十五條 議員が條例案、決議案意見書等の議案を提出しようとするときは、その案を具え議長に提出しなければならない。	全文改
第十六條 議員の發案は、その理由を附し豫めこれを議長に提出しなければならない。	第十六條 議員の發案は、その理由を附し豫めこれを議長に提出しなければならない。	第十六條 動議は議員一人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。	第十六條 動議は議員一人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。	全文改
建議の發議及び議案に對する修正の動議はその案を作り賛成者の連署を得て豫めこれを議長に提出しなければならない。	建議の發議及び議案に對する修正の動議はその案を作り賛成者の連署を得て豫めこれを議長に提出しなければならない。	議案に對する修正の動議はその案を作り賛成者の連署を得て豫めこれを議長に提出しなければならない。	議案に對する修正の動議はその案を作り賛成者の連署を得て豫めこれを議長に提出しなければならない。	全文改
前項の發議及び修正動議で簡單な陳述することができる。	前項の發議及び修正動議で簡單な陳述することができる。	陳述することができる。	陳述することができる。	

ものは會議で陳述することができる。

第十七條 會議で議題となつた前條の議案、建議案及び動議の撤回には議會の認諾がなければならない。

第十八條 議員の提出した議案及び建議案で否決されたものは、その會期中で再び提出することができない。

第二十五條 削除

第五十八條 議長は、議員の被選舉權の有無を決定に附する場合には懲罰委員會の審査を経て會議に附さなければならない。

第六十八條 議長は、前條の要求があつたときは懲罰委員會に附託して審査させ、會議の議決を以て左の懲罰を科することができる。

- 一、公開の議場での戒告
- 二、公開の議場での陳謝
- 三、七日以内の出席停止
- 四、除名

第十七條 先決動議が競合したときは議長が採決の順序を定める。

若し異議があるときは討論を用い

ないで會議に諮りこれを決める。

第十八條 議員の提出した議案で否決されたものは、その會期中で再び提出することができない。

第二十五條 議題となつた議案を撤回するには議會の許可がなければならない。

第五十八條 議長は、議員の被選舉權の有無を決定に附する場合には資格審査特別委員會の審査を経て會議に附さなければならない。

第六十八條 議長は、前條の要求があつたときは、懲罰特別委員會に附託して審査させ會議の議決を以て左の懲罰を科することができる。

- 一、公開の議場での戒告
- 二、公開の議場での陳謝
- 三、七日以内の出席停止
- 四、除名

改全
正文

改一
正文

改全
正文

改一
正文

改一
正文

北海道議會常任委員會及び特別委員會條例
改正案新舊對照表

現	行	改	正	備考
第二條 各常任委員會の種別、委員定數及びその所管は左の通りとする。但し、議會の議決によりその委員定數を増減することができ	第二條 各常任委員會の種別、委員定數及びその所管は左の通りとする。但し、議會の議決によりその委員定數を増減することができ	第二條 各常任委員會の種別、委員定數及びその所管は左の通りとする。但し、議會の議決によりその委員定數を増減することができ	第一項 各號全文	
一、總務委員會 十七人	一、總務委員會 十五人	一、總務委員會 十五人		
二、民生委員會 十三人	二、文教委員會 十五人	二、文教委員會 十五人		
三、衛生委員會 十五人	三、教育委員會に關する事項 十五人	三、教育委員會に關する事項 十五人		
四、經濟委員會 十九人	四、水產委員會 十五人	四、水產委員會 十五人		
五、水產委員會 十五人	五、民生委員會 十五人	五、民生委員會 十五人		
六、商工委員會 十七人	六、農政委員會 十五人	六、農政委員會 十五人		
七、林務委員會 十五人	七、經濟部及び農地部に關する事項	七、經濟部及び農地部に關する事項		
八、開拓及び農地委員會 十五人	八、衛生委員會 十五人	八、衛生委員會 十五人		
九、土木委員會 十九人	九、商工委員會 十五人	九、商工委員會 十五人		
十、土木部關係 十八人	十、勞働委員會 十五人	十、勞働委員會 十五人		
十一、懲罰委員會 十一人	十一、勞働部及び建築委員會 十三人	十一、勞働部及び建築委員會 十三人		
	十二、懲罰委員會 十一人	十二、懲罰委員會 十一人		

第三條 特別委員會は各その所管に屬する事務に關する調査及び議案請願陳情等の審査を掌る。但し、懲罰委員會は議員の懲罰及び資格に關する審査を掌る。

第三條 特別委員會は特定の事件を審査させるため必要があるとき議會の議決によりこれを設ける。特別委員の定數は議長が議會に諮つてこれを定める。

開拓部に關する事項 十五人	十、林務委員會 十五人
林務部に關する事項 十七人	十一、土木委員會 十七人
土木部に關する事項 十七人	十二、建築委員會 十七人
建築部に關する事項 十五人	十三、議會運營委員會 十五人
議會の運營に關する事項 十五人	十四、懲罰委員會 十五人
常任委員會は各その所管に屬する事務に關する調査及び議案請願、陳情等の審査を掌る。	
第三條 議員が他の議員の被選舉權の有無について資格決定申立書を提出したときは資格審査特別委員會が設けられたものとする。	
議長が議員の懲罰事件について懲罰委員會に付託する旨を會議において宣告したときは懲罰特別委員會が設けられたものとする。	
資格審査特別委員會及び懲罰特別委員會の委員の定數は十三人とする。	
第三條の二 前條の特別委員會以外の特別委員會は特定の事件を審査又は調査させるため必要があるとき議會の議決によりこれを設ける。特別委員の定數はその都度議會の議決により決める。	

改全
正文

規新
定設

制但
除書 第二項

第四條 常任委員及び特別委員は議長が議會に諮つてこれを選任する。

第四條 委員は議長が議會に諮つて選任する。但し、特別委員の欠員補充については議會に諮らないで選任することができる。

改全
正文

第五條 議員は少くとも一箇の常任委員となる。

第五條 議員は、議長を除く外、二箇の常任委員となる。

改全
正文

但し、懲罰委員を除くの外同時に二箇を超える常任委員となることはできない。

但し、議會運営委員を兼ねる場合は三箇の常任委員となる

第六條

第六條

總選舉後始めに選任された常任委員の任期は總選舉の日からこれを起算する。

一般選舉後始めに選任された常任委員の任期は一般選舉の日から起算する。

第二項
改全
正文

第六條の二 委員は正當の事由がないければ辭任することができない。

新設
規定

第七條

第七條

常任委員會の委員長及び副委員長は各々その常任委員の中から議會がこれを選任する。

委員會は必要があるときは理事若し十人をおくことができる。

第二項
改全
正文

特別委員會の委員長及び副委員長は特別委員が互選する。

委員長、副委員長及び理事は委員會において互選する。

委員長及び副委員長は委員の任期中在任する。

委員長、副委員長及び理事がその職を辭しようとするときは委員會の同意を得なければならぬ。

第九條

第九條

第七條第三項の規定により特

第七條第三項の規定により委

第三項
改全
正文

別委員會の委員長の互選を行うときは第一項の規定に拘らず年長の委員が委員會を招集する。

第十條 委員長は委員會（公聽會を含む）の議事を整理し秩序を保持する。

第十條 委員長は委員會（公聽會を含む）を開閉し、議事を整理し秩序を保持する。

第一項
改全
正文

委員長、副委員長ともに事故あるときは年長の委員が委員長の職務を行う。

委員長及び副委員長ともにないときは事故あるときは年長の理事が委員長の職務を行う。

第三項
改全
正文

第十七條 委員會は陳情の審査又はその所管に屬する事務の調査により必要と認めたときはその事件に關し議案又は建議案を提出することができる。此の場合は委員長を以て提出者とする。

第十七條 委員會はその所管に屬する事項について議案を提出することができる。

改全
正文

前項の議案は委員長を以て提出者とする。

第十九條 委員會は、審査又は調査のため議長の承認を得て委員を派遣することができる。

第十九條 委員會は、その付託を受けた事件について調査又は審査をするの外、議長の承認した事件について調査することができる。

改全
正文

委員會は議長の承認を求めたためその調査しようとする事件の名稱及び調査の目的、利益、方法期間及び費用を明にした文書を議長に提出しなければならない。

第二十七條

第二十七條

前條の規定による参加者は他の出席者に優先してその意見を述べ又は常任委員に對し質問す

前條の規定による参加者は他の出席者に優先してその意見を述べることができる。

第二項
改全
正文

ることができる。

第二十九條 委員長は委員會の経過及び結果（公聴會の経過及び結果を含む）を議會に報告しなければならない。

第三十一條 委員會において廢棄された少數意見は委員長の報告に次いで少數意見者がこれを議會に報告することが出来る。

議長は少數意見の報告につき時間を制限することができる。

第二十八條 委員長は委員會の結果について報告書を議長に提出するの外委員會の経過及び結果（公聴會の経過及び結果を含む）を議會に報告しなければならない。

第二十九條の二 分科會又は小委員會において審査又は調査を終つたときは委員長に報告書を提出しなければならない。

第二十九條の三 委員は付託された事件に對し修正を加え又は付帯決議條件若しくは希望條項を附けようとするときはその案を豫め委員長に提出しなければならない。

第三十一條 委員は少數で否決された意見とその委員會において少數意見として保留する事ができる。

前項の保留者は委員長の報告について少數意見を議會に報告することができる。この場合委員會の報告書が提出されるまでに少數意見の報告書を議長に提出しなければならない。

附 則

この條例は公布の日から施行し、昭和二十六年五月二十五日から適用する。

第一項
正部改

新規定

新規定

改一
正部

道議會常任委員名簿（昭和廿六年五月二十六日現在）

委員會名		委員長	副委員長	委員
總務委員會(15)	西田信一	安達德太郎		柴田野田 仁平(勞) 中野藤野田 岡太田 益夫(農) 齋藤野田 正治(農) 高田山 謙二(民)
文教委員會(15)	糸川章夫	謙二		高田山 伊藤太田 千益夫 中山野田 定敏(農) 齋藤野田 正治(農)
水產委員會(15)	松平武一	金澤藤吉		大澤村 坂東秀 福勢山 金次郎(農) 井村山 喜太郎(農) 新川 輝隆(農)
民生委員會(15)	本多吉江	村山喜作		大澤野 沖野島 三福 大澤野 正雄(農) 井松坂 勢山 金次郎(農)
農政委員會(15)	土井干海	秋山孝太郎		立平若 若林澤 正辰(農) 若林澤 正辰(農) 井川 千信(農)
衛生委員會(15)	田中巖立	原耕平		土兒舟 高秋山 天三 井玉木 孝太郎(農) 平野林 榮次郎(農)
商工委員會(15)	宮坂壽美雄	朝日昇		德四 佐藤東 長浩(公) 中十 初吉(農) 滿三 岩山 留光(農)

附 録

事務局人事異動

◎五月二十六日付

調査課勤務を命ずる

同

(新任)

主事 鎌田 丈夫
主事 伊藤 澄夫

五月中議會傍聴者職業年齢別調

年齢	職別	官公吏	會社員	教員	學生	農業	工業	商業	無職	計
二〇歳代	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇歳代	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三〇歳代	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四〇歳代	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五〇歳代	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六〇歳代	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一

備考 一、議場參觀件數一二件 參觀者總數二四四人

二、本會議中議員面會者三三五人

三、本表には道職員(傍聴者)は含まれていない。

昭和二十六年 六月二十日發行

北海道議會時報 第三卷 第六號

編 集 北海道議會議事務局調査課

發 行 北海道議會議事務局

電話②一、八二〇番